



第四次

御杖村長期総合計画

(後期基本計画)

令和7年度～令和11年度

令和7(2025)年3月

御杖村



ごあいさつ

御杖村では、令和2年3月に「第四次御杖村長期総合計画」を策定し、『みつつの杖』で創る 縁結びのふるさと ～倭姫に会える癒しと交わりの村～」を村の将来像として、倭姫に代表される本村の地域個性を引き出しあいながら、様々な縁を結び、新たなふるさとづくりを進めてまいりました。

今回、計画の中間年度において、計画策定後5年間で取り組んできた各種施策の評価・効果検証を行い、次の5年間の村の施策の方向性を示すため、「第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）」を策定しました。



後期基本計画の策定にあたっては、目まぐるしく変容する社会情勢や人口減少社会に対応すべく、実効性を伴った計画として強力に施策を推進するため、新たに「みつつの視点」を盛り込んでいます。

1つめは「新時代への対応」です。デジタル化の推進やSDGsの推進を政策・施策分野に横断的に位置づけるとともに、プロモーションの要素を兼ねた魅力あるふるさとづくりを進め、計画の強力な推進を図ります。

2つめは「参画の深化」です。行政だけでなく、村民や事業所、各種団体など、あらゆる主体が「居場所」と「役割」を持ってつながり参画する、主体的な協働を重点化し、持続可能なふるさとづくりの実現を目指します。

3つめは「実効性の向上」です。この計画が政策判断の基準となるよう、位置づけを明確にし、効果検証・評価・改善の仕組みの徹底で実効性を確保して行政力を高めていきます。

これまで取り組んできた創造・育成・環境の「みつつの杖」に、この「みつつの視点」を加えて後期基本計画を策定し、あらゆる主体との協働により、新時代の「縁結びのふるさと」づくりを着実に実行してまいりますので、村民の皆さまもより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、ふるさとづくりアンケートやパブリックコメントにご協力いただいた村民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和7年3月

御杖村長 伊藤 収宜

村章（昭和 51 年制定）



御杖村の緑樹は、月桂樹に勝る活宝樹である。澆刺として科学と調和をとりながら、大鳳が翼をはばたき未来社会へ発展し続ける平和自治体御杖村の容姿表現である。

御杖村の木・鳥・花（平成元年制定）

- ◇御杖村の木 「スギ」
- ◇御杖村の鳥 「うぐいす」
- ◇御杖村の花 「山桜」

御杖村村民憲章（平成元年制定）

わたくしたち御杖村民は、恵まれた自然環境のなかで、よりひらかれた明るく豊かな村づくりをめざして

- 1 郷土を愛し、美しい自然を守ろう。
- 1 教養を高め、歴史と文化を大切にしよう。
- 1 仕事に励み、豊かな生活をきずこう。
- 1 心身を鍛え、健康づくりに励もう。
- 1 人権を尊び、連帯と信頼を深めよう。

御杖村の「つえみちゃん」（平成 22 年誕生）



御杖村の「つえみちゃん」は、多くの方に御杖村を知っていただき、親しみを持っていただけるよう、御杖村のイメージキャラクターとして誕生しました。

髪の毛は杖の形、手には魔法の杖を持ち、御杖村を訪れる人々に癒しの魔法をかけてくれる、心優しい女の子です。

- 誕生日：平成 22 年 6 月 1 日
- チャームポイント：御杖村の「杖」の形になった髪の毛
- 特技：手に持った魔法の杖で、みんなに癒しの魔法をかけること

目次

| | |
|--------------------------------|----|
| I 序論..... | 1 |
| 第1章 はじめに | 2 |
| 1 計画策定の目的 | 2 |
| 2 計画の構成・期間 | 3 |
| 3 計画の背景となる主な社会動向 | 4 |
| 第2章 御杖村の現状 | 6 |
| 1 村の概要 | 6 |
| 2 人口の動向 | 7 |
| 3 産業の動向 | 8 |
| 4 アンケート調査結果 | 12 |
| II 基本構想..... | 15 |
| 第1章 村の将来像 | 16 |
| 第2章 むらづくりの視点 | 17 |
| 1 人口減少時代の適正規模化の推進 | 17 |
| 2 “しごと”の創生・拡大 | 17 |
| 3 便利な生活の確保 | 17 |
| 第3章 むらづくりの基本目標 | 18 |
| 1 “創造の杖”で“しごと”の縁を広げる | 18 |
| 2 “育成の杖”で“ひと”の縁を育む | 18 |
| 3 “環境の杖”で“むら”の縁を深める | 18 |
| 第4章 計画の方向性..... | 19 |
| III 基本計画..... | 21 |
| 基本目標1 “創造の杖”で“しごと”の縁を広げる | 22 |
| 政策目標1 地域資源を活かした産業の振興 | 22 |
| 基本目標2 “育成の杖”で“ひと”の縁を育む | 30 |
| 政策目標2 地域ぐるみの学び・育ちの推進 | 30 |
| 政策目標3 支えあう健康なむらづくりの推進 | 38 |
| 基本目標3 “環境の杖”で“むら”の縁を深める | 46 |
| 政策目標4 安全で快適な暮らしの保障 | 46 |
| 政策目標5 みんなで解決するむらづくりの推進 | 54 |
| 重要目標達成指標（KGI）の設定 | 60 |
| 数値目標一覧 | 61 |

| | |
|-------------------------------------|----|
| 資料編..... | 67 |
| 1 御杖村総合計画条例 | 68 |
| 2 御杖村総合計画審議会規則 | 69 |
| 3 御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱 | 70 |
| 4 御杖村総合計画審議会委員名簿 | 72 |
| 5 策定の経過 | 73 |

I 序 論

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

御杖村（以下、「本村」という。）では、令和2（2020）年3月に令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間を計画期間とする「第四次御杖村長期総合計画」（以下、「前期基本計画」という。）を策定し、村の将来像である『みつつの杖』で創る「縁結びのふるさと～倭姫に会える癒しと交わりの村～」のもと、倭姫に代表される本村の地域個性を引き出しあいながら、様々な縁を結び、新たなるむらづくりを進めてきました。

しかし、前期基本計画策定以降、新型コロナウイルス感染症の流行や、情報通信技術の発達によるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、脱炭素社会の実現に向けた世界的な取組など、私たちを取り巻く社会は大きな変化を迎えました。

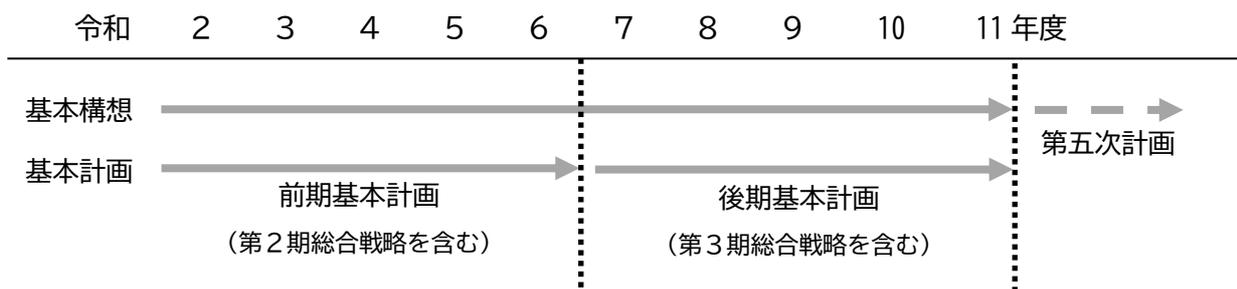
これらの社会状況への対応に加えて、本村における喫緊の課題である人口減少、少子高齢化にも引き続き対応していくことが必要となります。また、複雑化・多様化する村民のニーズに応えるため、限られた財源と本村の地域資源をすり合わせ、様々な分野で“しごと”・“ひと”・“むら”の縁を結びながら、より一層効率的・効果的な行政運営を進めていくことも求められます。

このような状況を背景に、前期基本計画における施策の実施状況の評価検証などを踏まえ、次の5年間の本村の施策の方向性を示す「第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の構成・期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10か年の基本構想と、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年の基本計画で構成します。また、本村では、平成27（2015）年度以降、地域活力の好循環を生み出す「まち・ひと・しごと創生」に関する「総合戦略」に取り組んでおり、本計画は、「御杖村第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含するものとしてします。

■計画の期間



3 計画の背景となる主な社会動向

(1) 我が国の人口減少・少子高齢化の一層の進行

我が国は、平成 20（2008）年から人口減少時代に突入しており、人口は、今後 10 か年で約 660 万人減少するものと推計されています。平成 28（2016）年に 100 万人を割った出生者数は、令和 5（2023）年には 72 万人台にまで落ち込み、高齢化率も上昇を続け、国ベースでも 3 人に 1 人が高齢者、4 人に 1 人が後期高齢者という時代が間近に迫っています。

地域産業を維持していくための人材の確保・定着がますます重要な課題となるとともに、社会保障費の増大を抑えながら、医療や介護・福祉を安定して提供していくことが求められます。

(2) 地方創生の取組の拡大

地方の人口減少の抑制と東京圏への人口一極集中の是正を目指し、“しごと”を創り、“ひと”を呼び込み、“まち”を豊かにする「地方創生」の取組が、平成 27（2015）年度から官邸のリードで進められており、国・地方自治体が長期的に目指す将来人口を定めた「人口ビジョン」と、人口ビジョンを達成するためにまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が各地方自治体で策定され、取組が進められています。また、国では、令和 4（2022）年にデジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化を目指す「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されました。

本村においても、「御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定・推進しており、令和 7（2025）年度を初年度とする「御杖村第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、第 2 期までの枠組を維持しつつ、必要な強化を図り、移住・定住者の増加を地域経済の活性化につなげて、地域活力の好循環をさらに生み出していくことが求められます。

(3) 危機管理の強化の要請

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災では、広範囲での甚大な津波被害と福島第一原子力発電所の事故により、「想定外」を想定した危機管理の大切さが改めて認識されました。また、近年、台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震などにより、全国各地で甚大な被害が発生しているとともに、地球温暖化の進行が原因と考えられる気候変動や異常気象により、線状降水帯の滞留など前例のない事態が生じ、自然災害がしばしば発生しています。

日々の生活に目を向けると、自動車交通では、他の自動車を追跡したり、進路を塞いだりするなどの妨害行為を繰り返すといった危険な運転行為が社会問題となっています。

「想定外」の災害や事故から村民を守るため、自然環境の変動や社会問題へ対応し、危機管理体制をさらに強化していくことが求められます。

(4) 高度情報化社会の進展とDXの推進

世界的に情報通信技術（ICT）が飛躍的に発達し、情報通信機器の普及・多様化が進んでいることにより、生活や企業活動、行政サービス、社会経済システムなどが大きく変化しています。

国では令和3（2021）年9月にデジタル庁が創設され、デジタル技術の活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指した取組が進められています。地方公共団体においても、人口減少が進むなかで、限られた人員で行政サービスを維持・向上させつつ、効率的に行政運営を行うためにも、DXの推進を念頭に置いた取組を進めていくことが必要です。

一方で、個人情報の流出などの問題も全国的に課題となっているなか、行政においてもマイナンバー制度の実施により、これまで以上に個人情報の適切な管理と活用が求められています。

(5) 脱炭素社会の実現

近年の世界的な社会経済活動の拡大に伴い、大気中に大量の二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスが人為的に排出されることで、平均地上気温や平均海面水位の上昇がみられるようになりました。

国では、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を宣言し、脱炭素社会の実現を目指した取組が進められています。令和3（2021）年には令和12（2030）年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の削減に向けて挑戦を続けることを表明しました。

地方公共団体においても、地球温暖化対策の推進に関する法律を踏まえ、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を定めるものとされており、各地方公共団体が地球温暖化対策の推進に関する取組を進めています。

(6) 持続可能な社会の実現

平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」が掲げられました。SDGsは令和12（2030）年までに達成すべき17の目標（ゴール）と169のターゲットで構成されており、目標達成に向けた取組が世界的に進められています。

地方創生においても、SDGsの理念に基づく取組の推進によって、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化などが期待されており、持続可能な地域づくりに向けた取組が全国的に進められています。

第2章 御杖村の現状

1 村の概要

御杖村は、奈良県の東部に位置する人口1,300人台の山あいの村です。

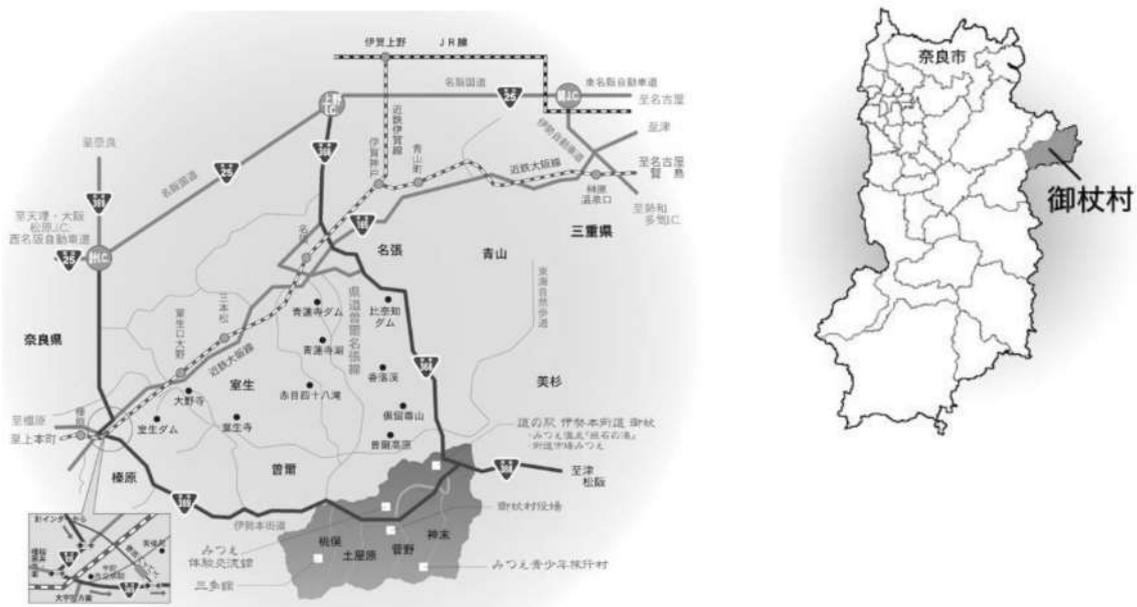
紀元前後に伊勢内宮を創建した倭姫命やまとひめのみことが立ち寄った地として二千年の歴史があり、中世以降は伊勢本街道の宿場町として栄え、江戸期には天領として、米、麦、大豆、柿、楮こうぞ、漆、薬草などを生産し、植林も始まりました。

明治期からは葉たばこや生糸の産地としての歴史も加わり、戦後は大規模植林と畜産経営が進み、特に林業はヘリコプター集材が導入されるほど発達しましたが、我が国の産業構造の変化の流れを受け、過疎化が進行して今日に至ります。

宇陀市榛原や三重県名張市の市街地からわずか25kmの位置にあり、自家用車を利用すれば大型商業施設などにも比較的容易にアクセスすることができます。しかし、国道369・368号による橿原・松阪間の最短経路上にあるものの、三重県側に狭隘区間があり、多くの通過交通が初瀬街道（国道165号）を経由するため、袋小路の山奥のような立地となっています。また、村内の商業施設が限られていることや、最寄駅へ公共交通で移動するには本数が限られ、途中乗り換えが必要といったことから、生活上の不便が生じるとともに、企業誘致の妨げにもなっています。

その一方、都市近郊にありながら、美しい自然や歴史・文化資源に囲まれ、ゆったりとした気持ちで静かに時を過ごすには、恰好の村となっています。

■御杖村の立地

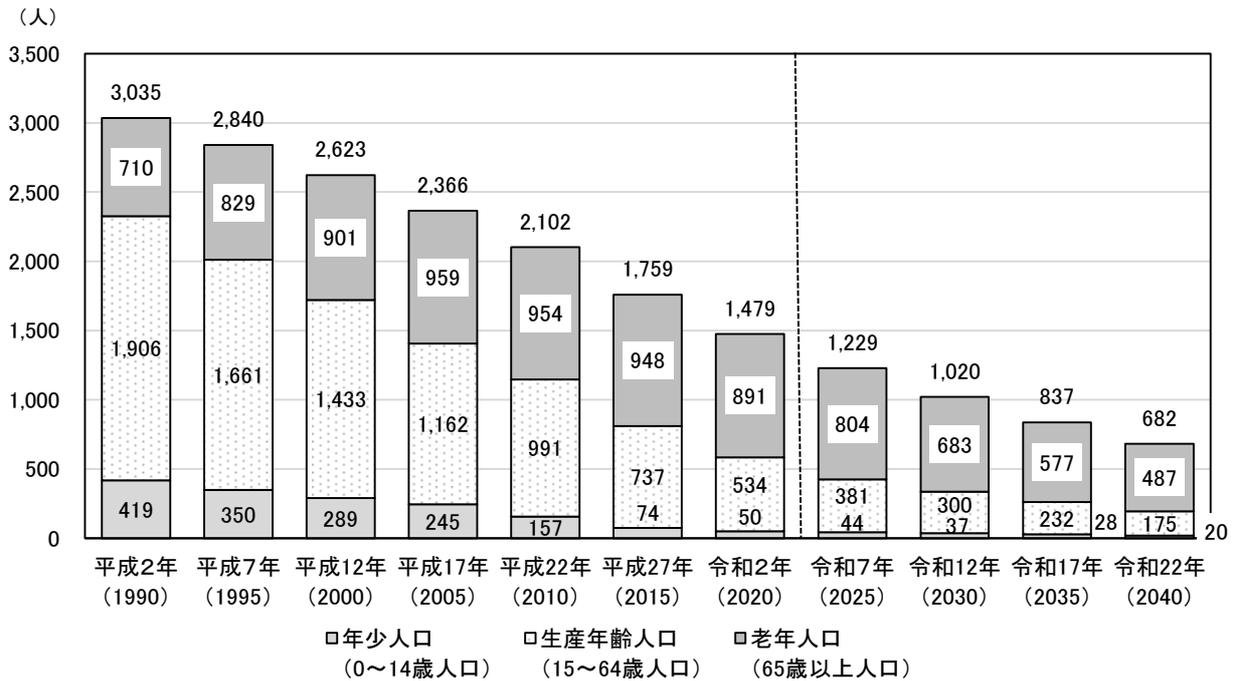


2 人口の動向

(1) 総人口

本村の人口は減少傾向で推移しており、国勢調査における令和2（2020）年の総人口は1,479人となっており、令和22（2040）年には600人台後半、そのうち約7割が65歳以上の高齢者という状況になるものと推計されています。0～14歳の年少人口は20人と、平成2（1990）年の20分の1に減少する見込みです。

■人口の推移と推計



資料：国勢調査

※令和7（2025）年以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

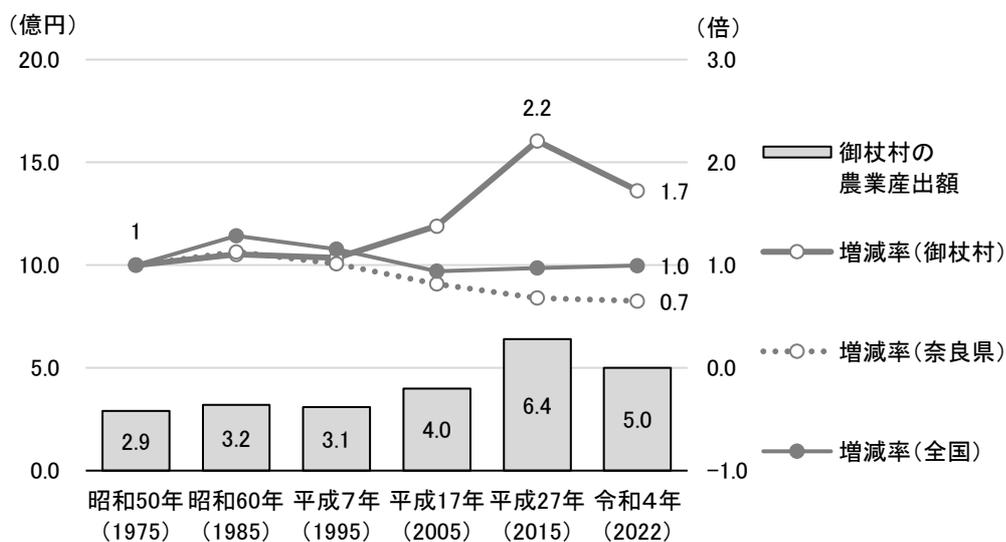
3 産業の動向

(1) 農業

本村の令和4（2022）年の農業産出額は5.0億円で、平成27（2015）年より減少したものの昭和50（1975）年の2.9億円の約1.7倍となっています。

令和4（2022）年の農業産出額の品目別の内訳は、野菜が2.4億円、肉用牛が1.3億円、米が0.7億円となっており、施設軟弱野菜を中心とする野菜は県内13位の産出額となっています。肉用牛は「みつえ高原牧場」での生産が主で、県内2位の産出額を誇ります。

■農業産出額の推移と増減



資料：生産農業所得統計

■農業産出額の県内順位（令和4（2022）年）

| 野菜 | | | 肉用牛 | | |
|----|-------|----------|-----|-------|----------|
| 順位 | 市町村 | 産出額(千万円) | 順位 | 市町村 | 産出額(千万円) |
| 1 | 五條市 | 295 | 1 | 宇陀市 | 99 |
| 2 | 宇陀市 | 119 | 2 | 御杖村 | 13 |
| 3 | 天理市 | 112 | 3 | 大和高田市 | 5 |
| 4 | 葛城市 | 65 | 4 | 奈良市 | 4 |
| 5 | 田原本町 | 56 | 5 | 安堵町 | 3 |
| 6 | 奈良市 | 53 | 6 | 明日香村 | 2 |
| 7 | 大和郡山市 | 52 | 7 | 五條市 | 1 |
| 8 | 大和高田市 | 48 | 8 | 御所市 | 1 |
| 9 | 桜井市 | 41 | 9 | 香芝市 | 1 |
| 10 | 平群町 | 31 | 10 | 葛城市 | 1 |
| 11 | 明日香村 | 31 | | | |
| 12 | 御所市 | 26 | | | |
| 13 | 御杖村 | 24 | | | |
| 14 | 斑鳩町 | 21 | | | |
| 15 | 曽爾村 | 19 | | | |

資料：生産農業所得統計

(2) 林業

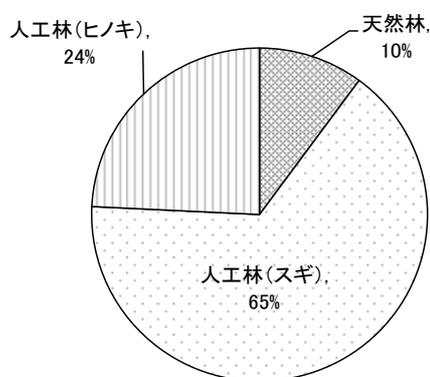
本村の森林は約7,000haあり、その9割以上が民有林となっています。

民有林の面積構成をみると、樹種は、65%がスギの人工林で、24%がヒノキの人工林、10%が広葉樹などの天然林となっており、齢級は、主伐期といわれる11齢級（樹齢55年）以上が86%を占めています。

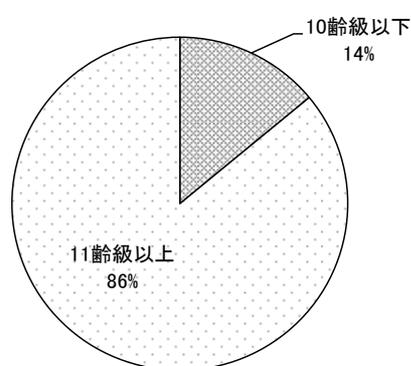
経済的な統計指標は、市町村別が公表されていないため、県全体の数字をみると、林業産出額は昭和50（1975）年には351億円を誇っていましたが、スギ・ヒノキの価格低迷により令和4（2022）年には26億円にまで落ち込んでいます。林業産出額の都道府県順位も、昭和50（1975）年には3位となっていたのですが、令和4（2022）年には37位となっています。

■ 民有林の面積構成

〔樹種別〕

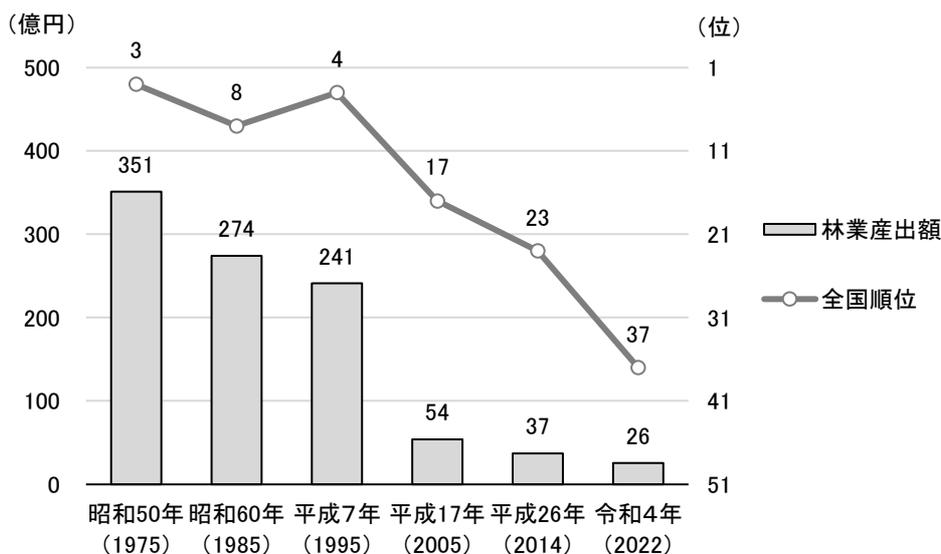


〔齢級別〕



資料：御杖村森林整備計画書（令和6（2024）年3月）

■ 奈良県の林業産出額の推移

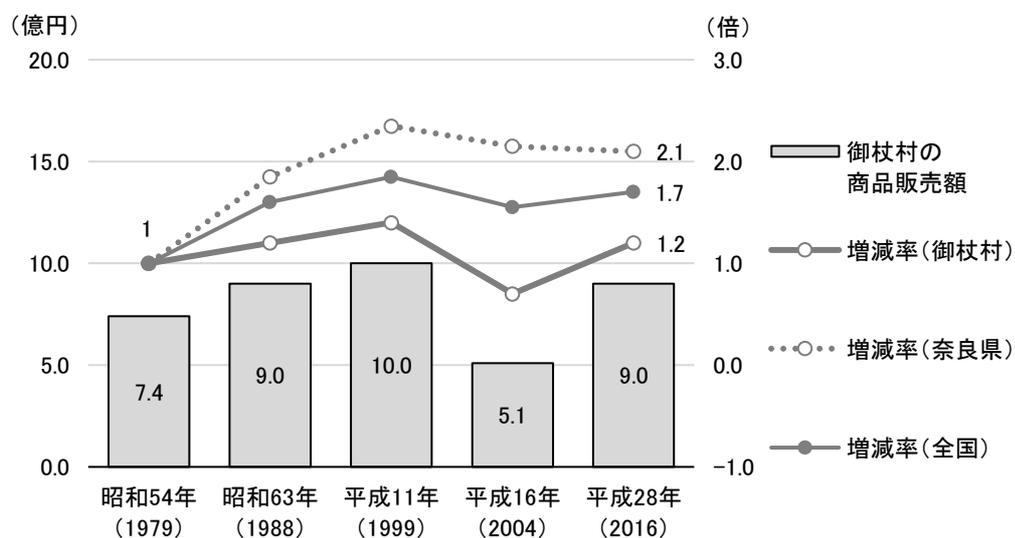


資料：農林水産省 林業算出額

(3) 商業

本村の平成 28 (2016)年の商品販売額は 9.0 億円で、昭和 54 (1979) 年の 7.4 億円の約 1.2 倍となっており、県や全国と比べ、伸びが緩やかに推移してきましたが、スーパー、コンビニなど村外の小売店への流出により、商業は厳しい経営環境にあります。

■商品販売額の推移と増減



資料：経済センサス・商業統計（小売と卸売の合計）

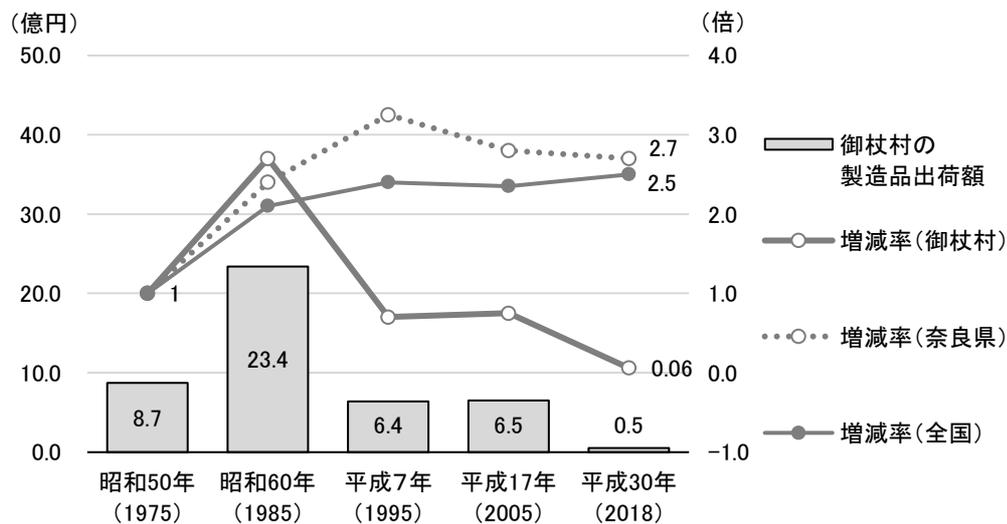
※平成 16 (2004) 年のデータには、「道の駅 伊勢本街道 御杖」分は含まれない。

※平成 28 (2016) 年以降の本村のデータは、国において秘匿扱いであるため、掲載しない。

(4) 工業

本村の平成 30 (2018)年の製造品出荷額 (従業員 4 人以上の事業所) は 5,384 万円で、昭和 50 (1975) 年の 8.7 億円の約 6%となっています。昭和 50 (1975) 年から平成 30 (2018)年にかけて、県は 2.7 倍に、全国も 2.5 倍に出荷額が増えているのに比べ、激しい落ち込みとなっています。

■ 製造品出荷額の推移と増減



資料：経済センサス・工業統計

※平成 30 (2018) 年以降の本村のデータは、国において秘匿扱いであるため、掲載しない。

4 アンケート調査結果

本計画の策定にあたり、村民へのアンケート調査を実施しました。

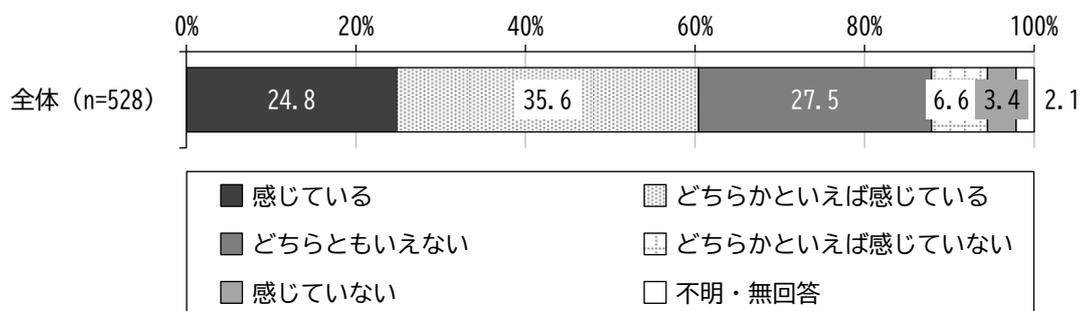
(1) 調査概要

- ◇調査対象者：村内在住の16～85歳の方
- ◇調査期間：令和6年7月8日（月）～8月2日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式
- ◇配布数：1,104件
- ◇有効回収数：528件
- ◇有効回収率：47.8%

(2) 調査結果（抜粋）

①村への愛着や誇りを感じているか

『感じている』（「感じている」と「どちらかといえば感じている」の合計）が60.4%、『感じていない』（「感じていない」と「どちらかといえば感じていない」の合計）が10.0%となっています。

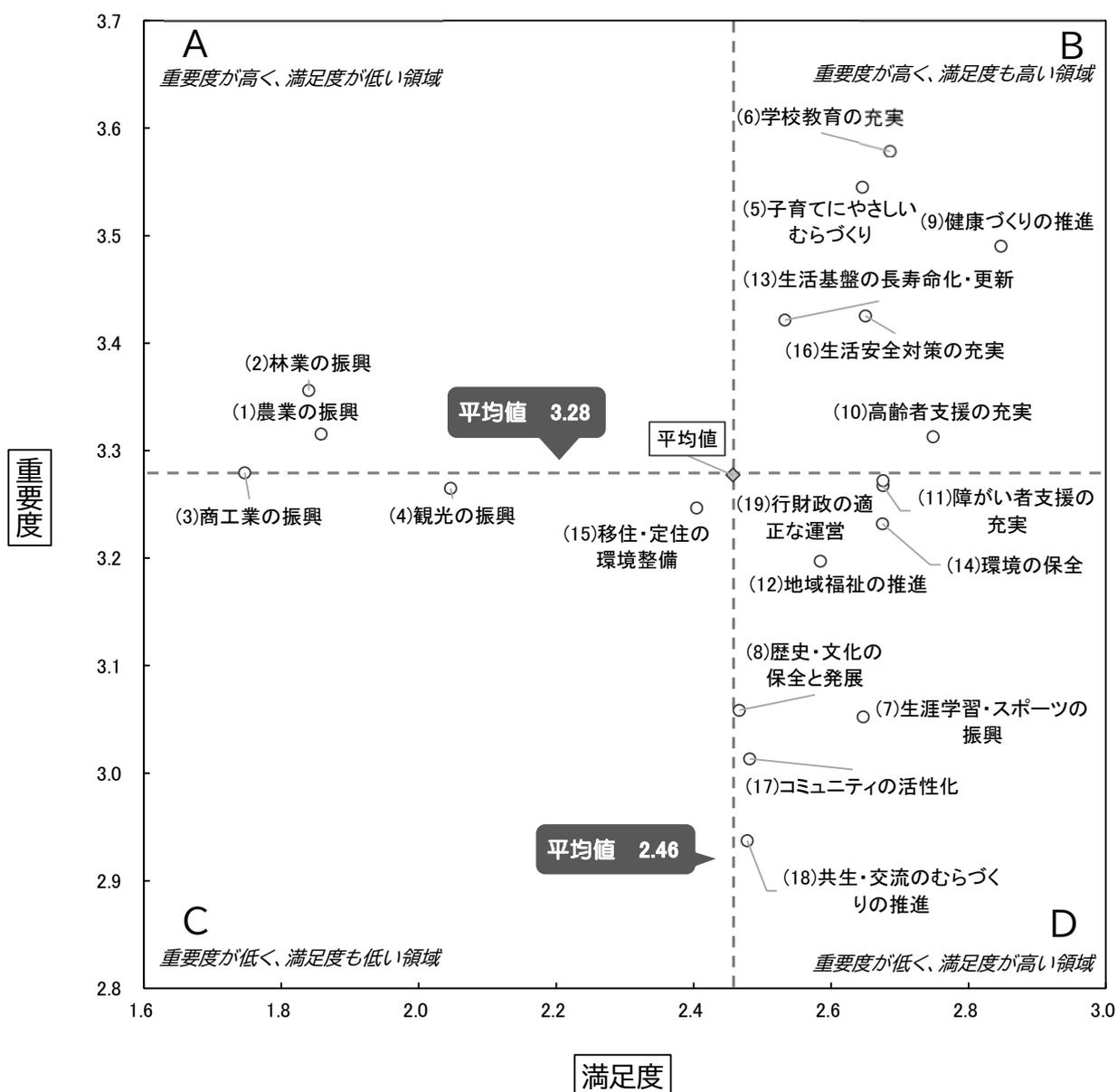


②村の施策の重要度と満足度

満足度と重要度について、それぞれ平均点を求めました。

【満足度】では〈(9)健康づくりの推進〉〈(10)高齢者支援の充実〉〈(6)学校教育の充実〉が高くなっています。【重要度】では〈(6)学校教育の充実〉〈(5)子育てにやさしいむらづくり〉〈(9)健康づくりの推進〉が高くなっています。

また、〈(1)農業の振興〉〈(2)林業の振興〉は重要度が高く、満足度が低くなっており、重点的な施策推進が求められています。



※平均点は「満足／重要：4点」「どちらかといえば満足／ある程度重要：3点」「どちらかといえば不満／それほど重要でない：2点」「不満／重要でない：1点」とし、「わからない」と「不明・無回答」を除き算出した。

II 基本構想

第1章 村の将来像

本村では、第三次御杖村長期総合計画で「心やすらぐ 住みよしの郷 御杖～『みつつの杖』で魔法をかけるむらづくり～」を将来像に掲げ、イメージキャラクター御杖村の「つえみちゃん」によるむらおこしなど、様々な取組を進めてきました。

第四次御杖村長期総合計画では、これまでの取組を継承しつつ、新たな展開を図っていくため、「縁結び」をメインテーマに、将来像を、『みつつの杖』で創る 縁結びのふるさと ～倭姫に会える癒しと交わりの村～」と定めます。

第11代垂仁天皇^{すいにん}の皇女、倭姫命^{やまとひめのみこと}は、先祖の天照大神^{あまてらすおおみかみ}を祀る地を探す旅の足跡を御杖に遺しました。この縁により、御杖村という名が後世に残り、縁結びや安産を祈願する神が二千年の時を経て、私たちの心の拠り所となっています。

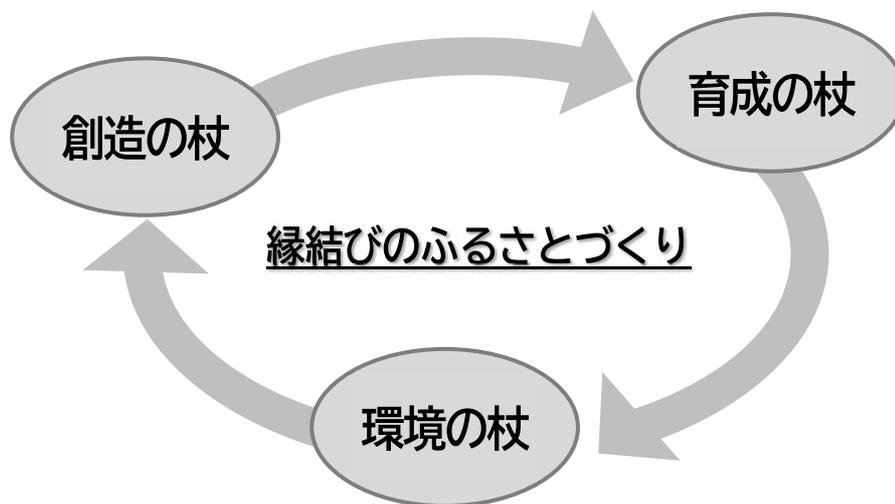
御杖村は、大阪や京都、名古屋といった大都市から2時間程でたどりつける立地にありながら、美しい里地里山の自然環境に囲まれ、その豊かな恵みを生かした暮らしと、生態系の循環と共生する産業が営まれています。

創造・育成・環境の「みつつの杖」で、仕事や学業、結婚や子育てなど人生における縁、自然の循環系のなかに組み込まれる都市と農村の縁など、様々な「縁」を結び、これまでのむらづくりを継承しつつ、新たな「縁結びのふるさと」づくりに挑戦していきます。

村の将来像

「みつつの杖」で創る 縁結びのふるさと

～倭姫^{やまとひめ}に会える癒し^{いや}と交わり^{まじ}の村～



第2章 むらづくりの視点

「むらづくりの視点」とは、本計画を推進する際、前提とする基本的な考え方です。近年の社会動向や、村の現状、村民のニーズを受けて、以下のとおり定めます。

1 人口減少時代の適正規模化の推進

本村は、少子高齢化が全国に先んじて進んでおり、人口も減少傾向で推移すると想定されます。このため、既存の未・低利用資源の有効活用を図りつつ、インフラのダウンサイジングによる適正規模化を推進していきます。

一方、人口減少や少子高齢化を抑制・緩和し、人口増加に転じさせるためにも、未来に必要な適正な投資は積極的に進めていきます。

2 “しごと”の創生・拡大

人が定着するには、“しごと”が不可欠です。

本村には、かつて縫製業を中心に年間20億円規模の製造業がありました。近年の製造業の占める生産額はわずかとなっています。このため、冷涼な気候や豊富な水資源、静穏な環境などを活用した、地域づくりのための企業誘致や、新規創業や事業承継による創業者の創出を図ります。

また、他力のみならず、地域産品の魅力向上やサービスの質の向上を図るとともに、二次加工などにより付加価値をつけ、市場で優位に販売する「6次産業化」を組み合わせながら、継続的に“しごと”の創生・拡大を図っていきます。

3 便利な生活の確保

今日、自家用車の普及により、山間部においても都会と変わらない便利な生活が送れるようになっており、本村では、四季折々の自然に囲まれた静穏な住環境のもと、大都市より心豊かに暮らすことが可能です。

しかし、その反面、自家用車が利用できないと非常に不便な生活が強いられることから、村民が住み慣れた地域で暮らし続けることができ、一人でも多くの田舎暮らし希望者が本村を移住地に選ぶよう、公共交通基盤の整備を進めます。

第3章 むらづくりの基本目標

村の将来像の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

長く地域で結んできた縁を大切にしつつ、観光、ビジネス、子育て支援、移住・定住促進など、様々な分野で新しい縁を結ぶ取組を村民と行政が協働で進め、村内外の大勢の方々と御杖との縁を育み続ける村を創っていきます。

1 “創造の杖”で“しごと”の縁を広げる

歴史ロマンあふれる奈良の自然のなかで働きたいという若者は大勢います。仕事場として、御杖を選んでもらえるよう、地域資源を活かした“しごと”の創生を図り、田舎暮らし志向の人々にアピールしていきます。

御杖で働く人々と行政が協働し、新しい商品やサービスを開発し、全国に販路を広げていきます。

御杖を訪れる人々に御杖の魅力を惜しまず提供し、御杖を好きになっていただき、交流を深めていきます。

創意・工夫しながらこれらの取組を並行して推進し、“しごと”の縁を広げていきます。

2 “育成の杖”で“ひと”の縁を育む

子ども時代の出会いは、一生の宝物です。保育所、小学校、中学校を中心に、地域住民が最大限の協力をしながら、地域ぐるみで子どもたちと縁を結び、未知の将来を生き抜く知恵を教え、たくましく健やかに育てていきます。

病気や障がい、要介護状態になっても、周囲の人々や専門の職員から必要な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、普段から様々な活動に参画し、自らの健康づくりに役立つとともに、向こう三軒両隣の地域福祉力を強化していきます。

お互い育ち、育てられる人間関係のなかで、これらの取組を並行して推進し、“ひと”の縁を育んでいきます。

3 “環境の杖”で“むら”の縁を深める

生態系や水などの自然の循環が、奇跡的な調和によって成り立っていることを尊重し、環境にやさしい行動を賢く選択・率先して実行し、私たちの身の回りの自然環境を保全していきます。

村民が安全で快適な住生活を享受し、移住希望者が御杖での田舎暮らしに満足できるよう、生活基盤の長寿命化・更新など、“むら”の成熟度・洗練度を高めていきます。

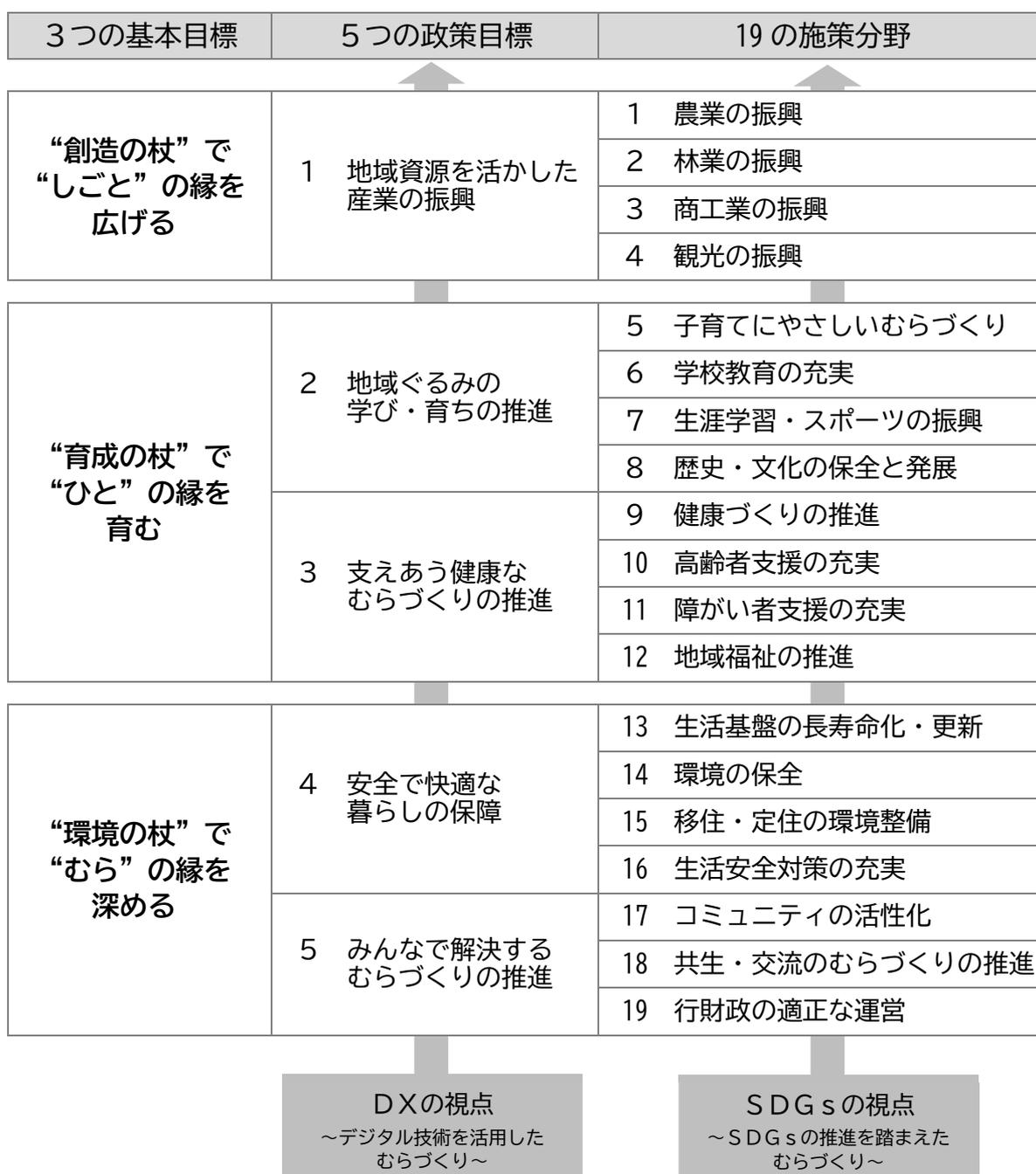
災害や事故、犯罪など、もしもの時にも支えあい、生活課題をみんなで解決するむらづくりを進めます。

美しい郷土を守りながら、これらの取組を並行して推進し、“むら”の縁を深めていきます。

第4章 計画の方向性

村の将来像、3つの基本目標のもとに、5つの政策目標と、19の施策分野を以下のとおり位置づけます。また、本計画においては、実効性を伴った計画として強力に施策を推進するため、新たに「みつつの視点」を盛り込み、策定しました。

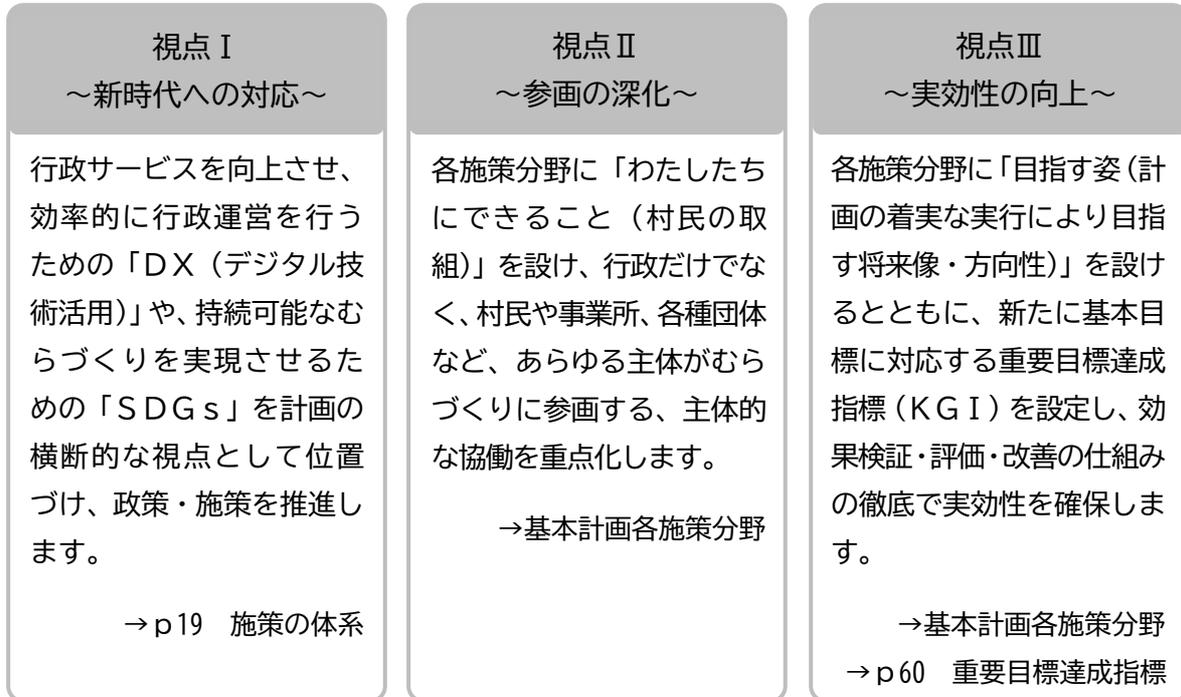
■ 施策の体系



【後期基本計画における「みつつの視点」】

本計画においては、「新時代への対応」「参画の深化」「実効性の向上」の3つの視点を盛り込みます。この視点により、計画の実効性の向上及び施策の更なる推進につなげます。

■みつつの視点



第四次御杖村長期総合計画(後期基本計画)



実効性の向上・施策の更なる推進

Ⅲ 基本計画

基本目標 1 “創造の杖” で “しごと” の縁を広げる

政策目標 1 地域資源を活かした産業の振興

1-1 農業の振興



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

多様な農業の担い手確保・育成や営農体制の強化により、農作業の効率化と農産物の安定生産が進んでいます。

農業・農村の多面的機能を発揮させる取組が、遊休農地化の抑制や有害鳥獣被害の低減につながっています。

現状

- 地域おこし協力隊制度などを活用して4名の新規就農者を確保・育成するとともに、経営基盤や資金に乏しい新規就農者の初期投資を支援するため、国の補助に加えて村独自の施策としてビニールハウス設置・補強や農業用機械購入の経費を補助しています。
- 意欲ある農業者を支援するため、米の直接支払交付金などの村独自の交付金・補助制度を展開するとともに、農地中間管理機構や農業委員会と連携して農地のあっせんや意向調整を行っています。さらに、スマート農業推進の一環として、令和5（2023）年度に農薬散布用ドローンの操縦士資格取得講習会を開催し、令和6（2024）年度には農薬散布用ドローン購入補助制度を創設しました。また、農業団地単位での農道水路補修や暗渠排水設置補助による土地基盤整備に取り組みました。
- 高収益作物への転換を目的として、ハウレンソウをはじめとする施設軟弱野菜を地域振興作物と位置づけ、「御杖ほうれん草部会」に対する集出荷予冷施設利用促進奨励金を交付してきたほか、地域振興作物を生産する認定農業者などの担い手に対し、担い手加算交付金を交付しています。
- 各種交付金制度を活用し、遊休農地の抑制に努めるとともに、中山間集落支援交付金制度を創設し、地域と村の職員が意見交換をする場を設け、農業集落の情報収集に努める取組を展開しました。
- 奈良県との包括協定による「みつえ高原牧場」周辺の整備・振興は、民間牧場誘致計画に対する住民理解が得られないとされたことから、計画は一旦白紙となりました。

課題

- 既存就業者の高齢化などにより、農業者の減少や遊休農地の増加が見込まれることから、後継者や新規就農者の確保・育成、スマート農業の推進などによる作業効率化を進めることが必要です。
- 農業者や農地所有者が協力して農地の有効活用や遊休農地の発生防止に取り組むことができる仕組みづくりが必要です。
- 猛暑によりハウレンソウ生産量が低下していることから、ハウレンソウに代わる新たな作物の産地化の検討など、農作物の安定生産と新たな農作物のブランド化に取り組むことが必要です。
- 農地への防護柵の整備、狩猟従事者の確保などにより、増加する有害鳥獣被害を抑制する取組が必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R 6年度） | 目標値（R11年度） |
|-----------------|-------------------|------------|
| 新規就農者数 | 5年間で 個人3・法人1 | 5年間で個人5 |
| 中心的な担い手への集積農地面積 | 69.5ha (R 5年度) | 80ha |
| 遊休農地面積 | 2.84ha (R 5年度) | 現状維持 |

基本施策（行政の取組）

（1）後継者・新規就農者の確保と育成 【総合戦略項目】

認定農業者や新規就農者などの中心的な担い手に加え、女性農業者、兼業で農作業に従事する者なども次代の担い手と捉え、多様な農業者の確保と育成を進めます。加えて、中心的な担い手が農業を継続し、生計をたてられるよう、効果的な支援の構築を進めます。

（2）営農体制の強化 【総合戦略項目】

意欲ある担い手が経営規模を拡大し、農業経営の効率化が進むよう、農作業の受委託の拡大や農地の利用集積を促進するとともに、営農組織の法人化などを支援していきます。

優良農地を確保するとともに、農作業の効率化による農作物の安定生産が進むよう、圃場の改良や用排水路の改修など、土地基盤の整備を促進します。

（3）高品質な農産物の安定生産と効率化の促進 【総合戦略項目】

高品質な作物を効率的かつ安定生産ができるよう、消費者ニーズに対応した品目・品種の奨励や、優れた生産管理技術の導入・集出荷体制の強化に対する支援により、農産物のブランド化や販路拡大を促進します。加えて、農業者の負担の軽減や新たな担い手の育成に向けて、デジタル技術を活用したスマート農業を推進します。

（4）農業・農村の有する多面的機能の発揮 【総合戦略項目】

農業者への直接支払制度や農業集落への支援制度により、農業者や農地所有者が協力して農地の有効活用や遊休農地の発生防止に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

防護柵の整備や狩猟従事者の確保などの有害鳥獣被害防止対策を推進します。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇農業者は生産性や作物の価値向上を目指して積極的に農業経営の効率化に取り組みましょう。
- ◇農地の所有者や管理者は農地を適切に管理し、意欲ある農業者へ農地の貸し借りが進むよう協力しましょう。

1-2 林業の振興



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

自伐型林業の従事者を含めた林業の担い手確保・育成や計画的な森林整備の推進により、中・長期的視野での森林活用・林業振興が進んでいます。

地元木材をエネルギー資源として利活用するなど、森林資源の有効活用が進んでいます。

現状

- 地域おこし協力隊制度などを活用して2名の新規就業者を確保・育成しました。また、御杖村森林組合では独自に林業体験学習や技術研修を行っています。
- 森林環境譲与税を活用した施業放置林整備事業を毎年実施し、施業が放置された森林の間伐を進めています。
- 間伐材をエネルギー資源として活用することを促進するため、木材を木質バイオマスエネルギー源として搬出運搬を行う林業者への補助や、みつえ温泉「姫石の湯」での薪ボイラーの運用を行っています。
- 移住検討者への賃貸用住宅として、村内の木材を使用した移住体験住宅を建設しました。

課題

- 林業従事者としてどのような人材を求め、育成を進めていくかを明確にし、森林整備技術と専門知識の両方を有する技術者の確保・育成を検討していくことが必要です。
- 「自伐型林業」をベースに、本村の森林環境に適応した経営スタイルの確立と、自伐林家としての自立に向けた効果的な支援の検討を進めることが必要です。
- 所有者不明や境界が明確でない民有林が多いことから、「森林地番図」などの基礎資料を作成し、森林の集積・集約化に向けた所有者への意向調査や境界と施業目的の明確化を進めることが必要です。
- エネルギー資源としての利活用を中心とした木材活用の取組を検討することが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|----------|---------------------|------------|
| 新規林業従事者数 | 5年間で2人 | 5年間で4人 |
| 搬出間伐面積 | 年間27.81ha (R5年度) | 5年間で100ha |

基本施策（行政の取組）

（1）後継者・新規就業者の確保と育成 【総合戦略項目】

御杖村森林組合をはじめとする林業経営体との連携のもと、地域おこし協力隊制度などを活用した後継者・新規就業者の確保を進めるとともに、体験学習や技術・知識研修の充実により、森林整備技術と専門知識の両方を有する林業従事者を育成します。

（2）計画的な森林保育の推進 【総合戦略項目】

林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な山林づくりを両立させるため、計画的な間伐と搬出による森林の適正管理を進めるとともに、森林の所有者と境界、施業目的を明確化し、森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化できる環境づくりを進めます。

（3）自伐型林業の確立 【総合戦略項目】

チェーンソー、小型重機など最小限の機材のみで施業を行う「自伐型林業」は、小規模で始めることができ、移住者や山林所有者が副業で取り組むことができる新たな林業スタイルとして注目されていることから、本村の森林環境に適應した新たな経営体系の確立と、自伐林家の育成・自立支援に取り組めます。

（4）森林資源・地元木材の利活用の推進 【総合戦略項目】

木材をエネルギー資源として有効活用を図るため、間伐材を薪用原木材として消費するなど、村内での木質バイオマスエネルギー循環の仕組みづくりを進めます。

令和32（2050）年の脱炭素社会の実現を見据え、二酸化炭素の吸収源としての森林資源の更なる利活用手段を検討します。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇森林を守り活かすことの重要性を知り、林業への理解を深めましょう。
- ◇森林の所有者や管理者は森林の明確化と利活用に向けて、森林の境界確認や意向調査に協力しましょう。

1-3 商工業の振興



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

地域資源の有効活用による創業者や企業の誘致と、起業・事業承継や6次産業化による農林産物や地域特品の高付加価値化が進み、地域経済の活性化や新たな雇用の創出につながっています。

現状

- 特産品開発・販売促進事業への助成やプレミアム商品券事業の実施、ふるさと納税の推進など、既存商工業者への支援と地域経済の活性化に向けた取組を推進しています。また、関係団体との連携のもと、地域活性化創業支援事業を実施し、創業や事業承継への支援を行っています。
- 未・低利用村有地の有効活用を図るため、旧御杖小学校の利活用に向けたサウンディング型市場調査や利活用に興味を示す事業者への広報周知活動などを実施しています。一方、その他の積極的な企業誘致活動は、誘致のための資源や施設が乏しく、実施には至っていません。
- 村民や訪問客の買い物の拠点として、道の駅「伊勢本街道 御杖」における取扱い商品の拡充や、ニーズに応じた直売所づくりに取り組んでいます。

課題

- 創業希望者のニーズを踏まえた支援を引き続き進めていくとともに、事業承継については、事業者が廃業を考える際に事業を継続していけるようなサポートが必要です。
- 未・低利用村有地の有効活用は、市場のニーズや活用主体を十分に検討して取り組むことが必要です。また、村内への企業誘致は、村内に企業側のメリットとなるような資源・施設が乏しいことから、空き家情報バンクなどの制度と組み合わせた取組の検討が必要です。
- 村民の買い物環境の充実に向けた取組は、村民のニーズを十分に把握したうえで、行政サービスとして適切かつ有効な方法の検討を進めていくことが必要です。
- 農産物直売所は、更なる商品の充実と生産者の意欲向上のため、村外生産者の出荷を受け入れるなど、新たな取組の検討が必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R 6年度） | 目標値（R 11年度） |
|--------------|--------------------|-------------|
| ふるさと納税寄附額 | 957万円 （R 5年度） | 2,000万円 |
| 就業資格取得者累計人数 | 3人 （R 2～R 6年度） | 5年間で10人 |
| 農産物直売所の年間売上額 | 5,750万円 （R 5年度） | 6,000万円 |

基本施策（行政の取組）

（1）商工業の振興と起業・事業承継への支援の推進 【総合戦略項目】

商工会、JA、金融機関との連携のもと、利子補給や起業・新規事業展開に対する助成制度の充実を進め、村内事業所の経営や事業の承継を支援します。

魅力ある地域産品づくりや地域経済の活性化につなげるため、ふるさと納税を推進します。

（2）創業者・企業誘致の推進 【総合戦略項目】

地域産業の活性化と移住・定住を促進させるため、民間事業者と連携・協力を図りながら、空き家や未・低利用地、遊休施設の有効活用による新たな企業や創業者の誘致に取り組みます。

（3）6次産業化の推進 【総合戦略項目】

農林産物の高付加価値化と新たな特産品開発のため、個人や事業者が取り組む6次産業化や地域ブランドづくりを支援するとともに、地域産品の販路拡大を目指して、戦略的な魅力発信と販売促進に取り組みます。

（4）買い物環境の充実 【総合戦略項目】

村民、訪問客の買い物拠点として、道の駅「伊勢本街道 御杖」及び農産物直売所「街道市場みつえ」の利便性と機能の向上を図るとともに、生産者が直売所への出荷販売を意欲的に継続できる環境づくりに取り組みます。また、自家用車を利用できない村民の買い物環境確保に取り組みます。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇地域の商店で積極的に買い物をしましょう。
- ◇村の特産品の魅力を村外に向けて積極的にPRしましょう。
- ◇商店や生産者は魅力ある商品づくりやサービス提供に取り組みましょう。

1-4 観光の振興



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村固有の観光資源の魅力向上やターゲットに応じた情報発信の強化が戦略的に進められることで、村を訪れる人の増加や地域経済の活性化につながり、持続可能な観光地づくりが進んでいます。

現状

- 既存イベントの磨き上げに取り組むとともに、道の駅を起点としたスタンプラリーや伊勢本街道に関するイベントを開催しました。また、三峰山や岡田の谷の半夏生園、ホテル観賞スポットなどの村内観光資源の案内マップや伊勢本街道の手描き風マップを作成しました。
- 観光客の利便性向上を図るため、村内の観光案内看板の更新や、道の駅、みつえ青少年旅行村のサービス向上と施設拡充に取り組みました。
- 村の特産品を活用したお土産品を開発し、直売所や村外イベントでの販売PRを行いました。また、奈良県立大学と連携して「御杖代弁当」を開発し、予約団体客やイベントの際に提供を行っています。
- 紙面広報物や観光協会のSNSなどで観光情報を継続的に発信し、本村の認知度の向上及び関心の継続を図っています。また、イベントなどは各種報道機関でPRし、新規客の獲得を図っています。

課題

- 観光施設への集客を促し、かつ村内での消費額を増加させることができる観光商品の開発が必要となっています。また、インバウンド需要も鑑みた観光案内の導入の検討も必要です。
- 観光で地域が潤う仕組みづくりのため、事業者と連携したツアー企画やオプションメニュー開発などの取組を進める必要があります。
- SNSの形態が大きく変動するなか、本村のターゲットであるファミリー層や自然を求めて来訪する人など、ターゲットに応じた情報の発信方法やツールを再検討していく必要があります。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------------|------------------|------------|
| 年間観光入込客数（イベント参加者数含む） | 14.7万人 （R5年度） | 20.0万人 |
| 「姫石の湯」年間利用者数 | 6.0万人 （R5年度） | 8.0万人 |

基本施策（行政の取組）

（１）観光資源の魅力向上 【総合戦略項目】

「三峰山」や「岡田の谷の半夏生園」など、村固有の観光資源の魅力向上のため、施設環境整備に取り組むとともに、御杖村観光協会など各種団体との連携によるPR活動やイベント開催に取り組めます。特に「みつえ青少年旅行村」については、盛夏の多大な需要への対応と、更なる集客を目指し、施設と機能のリニューアル整備を進めます。

（２）新たな観光コンテンツの開発 【総合戦略項目】

みつえ温泉「姫石の湯」をはじめとした主要施設を観光拠点とした体験型ツアーの企画やオプションメニューの開発に取り組めます。加えて、地域限定型旅行部門を設立して新たな観光コンテンツの創出に取り組み、観光で地域が潤う持続可能な観光地づくりを進めます。

（３）観光情報の戦略的な発信 【総合戦略項目】

ホームページやSNS、マスメディア、ポスター・チラシなどの多様な媒体による観光情報の発信に加え、デジタル技術を活用してターゲットに応じた的確な情報発信や、SNSを通じた双方向型の発信を重視した戦略的な発信・周知に取り組めます。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇観光地の美化活動に協力し、おもてなしの心を持って観光客を迎え入れましょう。
- ◇村の観光地やイベントに興味を持ち、口コミやSNSなどを活用して村外に向けて魅力を積極的にPRしましょう。

基本目標 2 “育成の杖” で “ひと” の縁を育む

政策目標 2 地域ぐるみの学び・育ちの推進

2-1 子育てにやさしいむらづくり



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

すべての子どもの幸せのための切れ目のない子育て支援の充実や、子育て世帯の経済的負担の軽減などにより、安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備が進み、すべての子どもが健やかで心豊かに暮らせるむらになっています。

現状

- すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊婦期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実や経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 0歳児から保育料を無償化するとともに、多様化する保護者のニーズに対応するため、保育認定がない乳幼児に対しても保育所での一時預かりを実施しています。
- 質の高い保育を提供するため、音楽療法や体操指導など多種多様な事業を実施するとともに、幼児期から外国語に楽しく触れることができるよう、年中年長児を対象とした英語教育を実施しています。
- 安心して子育てができるよう、養育に不安を抱える家庭に対して療育教室などの支援事業を実施しています。
- 学校給食費の無償化や修学旅行費の補助などの支援により、子育ての経済的負担軽減を図っています。また、令和5（2023）年度から子どもの医療費無料化の対象を18歳までに拡充し、令和6（2024）年度からは県内医療機関での受診時の窓口負担を無くしました。

課題

- 村の地域資源を活かした子育て支援体制を整備し、妊娠や子育てについて相談しやすい環境の整備や交流事業、村全体で子どもたちや子育て世帯を支える地域づくりの推進が必要です。
- 保育環境をより一層充実させていくため、子どもを安心安全に預けることができる環境整備や、保育士の能力と保育環境の向上に取り組み、質の高い保育の提供を目指す必要があります。
- 保護者のニーズを踏まえた保育の実施や、子どもたちが集える居場所づくりなど、地域の状況に合わせた子育て支援の充実が必要です。
- 少子化対策としても、更なる子育ての経済的負担の軽減施策の検討や、不妊治療支援の推進が必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------------------|-----------|------------|
| 戸別訪問と乳幼児健診による乳幼児の健康状態の把握率 | 100% | 100% |
| 保育士の充足率 | 150% | 175% |

基本施策（行政の取組）

（1）妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の推進 【総合戦略項目】

子育て世帯への妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実により、子どもを産み育てることへの不安の解消に努めるとともに、デジタル技術を活用した子育て環境の更なる整備により、魅力ある子育て環境づくりを進めます。

乳幼児健診と予防接種、各種相談・教室事業によるきめ細かな相談支援を通じて、乳幼児の病気の予防と健やかな成長、保護者の健康づくりを支援します。

（2）保育所での教育・保育の充実 【総合戦略項目】

保育士や看護師など、子育てに携わる多様な専門職を確保・育成し、保育所での教育支援や保育サービスの充実を進めます。加えて、保育業務のICT化を進めて保護者の利便性や保育環境の向上、保育者の負担軽減に取り組み、より質の高い保育を提供します。

（3）地域子育て支援の充実 【総合戦略項目】

「みつえっ子広場」など常設の場や子育て支援講演会、各種イベントにおいて、子育て家庭同士や多世代村民との交流を促進し、地域ぐるみで子育てをするネットワークの形成を進めます。

個別の支援が必要な子ども・家庭については、関係機関と連携した相談支援を実施し、各種制度の活用につなげます。

（4）子育ての経済的負担の軽減 【総合戦略項目】

18歳までの子ども医療費助成や国の制度に上乗せした保育料軽減・給食費無償化、インフルエンザ予防接種費助成などの支援の充実により、子育ての経済的負担の軽減を図ります。また、子育て支援に関わる機関や団体と連携し、子育て家庭の状況把握に努めるとともに、各種手当や助成制度に関する情報を漏れなく提供し、確実な利用につなげます。

（5）不妊治療支援の推進 【総合戦略項目】

妊娠を希望する夫婦がその希望を実現することができるよう、不妊治療に対する相談支援や不妊治療費の助成などの支援の充実を進めます。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇子どもは村の将来を担う大切な宝として、地域全体で子どもを見守り、育てましょう。
- ◇子育てにおける不安や心配ごとに対して必要なときには手を差し伸べることができる、地域ぐるみの子育てに協力しましょう。

2-2 学校教育の充実



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

地域とともに歩む「コミュニティ・スクール」の理念のもと、小中一貫教育が推進され、子どもたちが生きる力を身に付け、ふるさとに誇りを持って自分らしく生きることができるむらになっています。

現状

- 村民アンケート調査において、「学校教育の充実」の施策重要度は、19項目中最も高くなっています。
- 全国学力・学習状況調査結果の分析による児童・生徒の学力向上及び生活習慣の改善に向けた取組や、小中各校におけるスピーチ集会の実施によるコミュニケーション力を育む取組、国際理解を深める取組などを実施しています。
- 老朽化した御杖中学校校舎の改修を機に、御杖小学校・御杖中学校の校舎を一体型とした小中一貫教育校を開設し、小中一貫教育を推進しています。
- 特別な支援が必要な児童・生徒について、適切な支援や教育環境の整備を教育支援委員会で審議し、その実施を進めています。また、学校における特別支援計画に指導助言を行っています。
- 学校運営協議会において、学校運営の状況や児童・生徒の教育活動への有効な支援が協議され、児童・生徒が御杖村内を学びのステージとして主体的に学ぶ場面の創出が行われています。令和3（2021）年度には御杖村いじめ問題対策委員会が組織され、いじめ問題についての対策を強化する取組が行われています。
- 少人数を強みとして活かすため、個に応じた学習支援を教職員が行うとともに、希望する進路に向けた指導をきめ細やかに進めています。また、学校・地域パートナーシップ事業として、子どもたちの学習意欲の向上を図るため、地域のボランティアによる放課後学習支援を行っています。

課題

- 全国的に教員が不足している現状のなか、複式学級解消のために雇用している村費講師の人材確保を引き続き進め、特色ある学校づくりを進めていくことが必要です。さらに、学習支援を担う地域のボランティア人材の確保に向けた取組が必要です。
- 令和8（2026）年度より開始される中学校における休日部活動の地域移行の円滑な実施が必要です。
- 児童・生徒が村外の通級指導教室を利用する際、保護者・学校双方調整のうえ、適切な支援を進めていくことが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------------|---------------|------------|
| 学校教育への保護者の満足度 | 90% (R5年度) | 90%以上 |
| 学校生活が充実している児童・生徒の割合 | 82% (R5年度) | 現状維持 |

基本施策（行政の取組）

（１）子どもたちが主体的に課題を解決する授業・課外活動の推進

基礎的な学力・体力、生活習慣、豊かな情操の獲得を基本としつつ、子どもたちが自ら課題を見つけ、解決することを目指し、「わかる喜び、学ぶ楽しさ」を体感できる授業・課外活動に取り組み、実社会で生きて働く知識・技能、学んだことを生かそうとする力、未知の状況に対応していく力を育みます。

（２）国際理解教育の推進

国のJETプログラム（語学指導などを行う外国青年招致事業）を活用した語学指導を推進し、外国語教育・国際理解教育による子どもたちの豊かな国際感覚を育てていきます。加えて、村営グローバル人材育成塾により、子どもたちが外国語の実践的な知識と技術を習得できるよう取り組みます。

（３）小中一貫教育による充実した教育環境づくりの推進 【総合戦略項目】

児童・生徒数が減少するなかでも、少人数を強みとした集団活動を通じてコミュニケーション力を育むため、小中統合校舎による一貫した教育をより一層充実させます。

（４）特別支援教育の推進

障がい、病気などで特別な支援が必要な場合においても、本人や家族の希望を尊重して御杖小中学校で受け入れ、地域住民や関係機関の協力を得ながら、きめ細かな教育・支援を行います。

（５）地域に根ざした「心の教育」の推進

道徳の時間や人権集会などを通じて、人権教育を推進するとともに、地元食材を利用した給食や地域の職場体験など、地域を生きた教材として教育活動に取り入れます。また、学校運営協議会やPTAによる開かれた学校運営を推進します。

登校が心配な児童・生徒への個別支援や、いじめ防止など、学校教育をめぐる諸課題への的確な対応を進めます。

（６）希望する進路をかなえる教育の推進 【総合戦略項目】

子どもたちが課外活動でも個々の能力を伸ばし、希望する進路を実現できるよう、学校教職員によるきめ細かな教育支援・進路指導を進めるとともに、キャリア教育やICT教育など時代に合わせた教育を推進します。

地域ボランティアによる放課後学習支援や部活動の地域移行など、地域と学校の連携による課外活動を推進します。

（７）居場所づくりの推進 【総合戦略項目】

児童が放課後や学校の長期休業期間を過ごす場づくりとして、放課後児童指導員による一時預かり事業の充実に取り組むとともに、デジタル技術を活用して事業運営の効率化を進めます。

わたしたちにできること（村民の取組）

◇学校の課外授業や地域学習に積極的に協力しましょう。

◇学習支援や地域ボランティアと協力し、地域と学校が一体となって子どもたちの学びと成長を支えましょう。

2-3 生涯学習・スポーツの振興



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村民が生涯を通じて、健康で心豊かな生活を送れるよう、年齢に関わらず学びやスポーツに取り組むことができる環境づくりや、文化芸術に触れることができる機会づくりが進んでいます。

現状

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な事業の中止が続いていましたが、令和5（2023）年度から徐々に村民向けの学習事業を再開しています。また、スポーツ事業は郡民マラソン、村民ゴルフ大会、歩け歩こう大会など、御杖村体育協会とスポーツ推進委員との協働で事業を実施しています。
- 菅野体育館・公民館、神末レクリエーション体育館、神末中央集落センターの耐震改修が完了しました。

課題

- 多くの村民に参加してもらえるような学習事業やスポーツ事業を企画し、内容の充実を図ることが必要です。
- 村民が文化・芸術に触れることができる機会を引き続き確保することが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------|-----------|------------|
| 生涯学習の事業数 | 2事業 | 3事業 |
| スポーツ行事の年間実施回数 | 4回 | 現状維持 |

基本施策（行政の取組）

（１）地域に根ざした学習活動の展開

村民と行政との協働で、地域に根ざした学習事業を企画・運営し、村民が幅広く参加できる生涯学習の充実と活性化を図ります。

（２）生涯スポーツの活性化

スポーツ推進委員や御杖村体育協会加盟各団体と行政との協働で、村民がスポーツ活動に幅広く参加できる事業を企画・運営し、生涯スポーツの活性化を図ります。

（３）文化・芸術に触れる機会の提供

芸術鑑賞会などの実施を通じて、村民が優れた文化・芸術に触れることができる機会を提供します。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇地域に根ざした学習活動が広がるよう、各種事業や行事の企画・運営に協力しましょう。
- ◇年齢に関わらず、積極的に生涯学習活動やスポーツ行事に参加しましょう。

2-4 歴史・文化の保全と発展



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

歴史・文化資源が適切に保全され、後世へ継承するための調査研究や情報公開と街道整備が進んでいます。

伊勢本街道や倭姫命など、本村の魅力である歴史・文化が「縁結び」という「ストーリー」でつながれて活用されています。

現状

- 伊勢本街道を後世に継承するため、旧道の様子が残る鞍取峠・桜峠・岩坂峠について測量や埋蔵文化財試掘などの調査を行い、令和6（2024）年10月に国の史跡指定がされました。
- 観光面では、伊勢本街道をなぞりつつ、倭姫命をテーマとした縁の地を巡るコースを設定した観光マラソンである「やまと姫マラソン」を毎年開催しています。また、本村が加盟している各種観光団体の主催でも伊勢本街道をテーマとしたイベントが開催されています。
- 奈良県青少年劇場小公演を開催し、村民が文化・芸術に触れる機会を提供しました。

課題

- 国の史跡指定がされた伊勢本街道の保存活用計画や整備基本計画を策定し、今後どのように文化財を保存し、活用を進めていくかを検討することが必要です。また、今後、街道整備に向けてホームページなどで情報発信を行うことも必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|------------------|-----------|------------|
| 伊勢本街道関連の学習機会実施件数 | 1件 | 5年間で5件 |
| 伊勢本街道関連のイベント実施件数 | 1件 | 5年間で7件 |

基本施策（行政の取組）

（１）歴史・文化の保全と継承 【総合戦略項目】

本村の貴重な歴史・文化資源を後世に継承することができるよう、必要な調査研究や情報公開を進めて文化財の保全に取り組みます。特に国史跡に指定された伊勢本街道は、街道整備や適切な保全と活用を行うため、保存活用計画や整備基本計画の策定に取り組みます。

（２）歴史・文化資源を活用した魅力創造 【総合戦略項目】

観光資源としての視点からも、伊勢本街道や倭姫命など本村が持つ歴史・文化資源を活用した魅力発信やイベント開催に取り組みます。

学校教育や生涯学習を通じて地域の魅力や歴史・文化資源への理解の深化を図り、郷土愛の醸成に取り組みます。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇村の歴史・文化を知り、保存・継承の重要性について理解を深めましょう。
- ◇歴史・文化資源の保全や次世代へ継承する活動に協力しましょう。

政策目標3 支えあう健康なむらづくりの推進

3-1 健康づくりの推進



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村民一人ひとりが心身の健康を意識し、地域ぐるみで健康づくりの取組が進むとともに、地域医療体制が健全に運営、維持され、すべての村民が健やかで心豊かに暮らせるむらになっています。

現状

- 村民アンケート調査において、「健康づくりの推進」の施策満足度は、19項目中最も高くなっています。
- 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率は、県内でも上位となっており、特に特定保健指導実施率は高い割合で推移しています。また、特定健診の受診勧奨や受診者へのインセンティブ付与、本来は健診対象外である20歳～39歳の若年層の受診対象化などを実施し、村民の健康の保持増進と生活習慣病予防に取り組んでいます。
- 定期予防接種の接種費用一部助成や助成対象者の拡充など、費用負担の軽減を行っています。
- 小中学校でのふるさと学習・総合学習で村の農業や農産物を学び、学校給食には地元産材料を使用したメニューの提供による食育の推進を行っています。
- 耐用年数が経過している国民健康保険診療所の医療機器の更新を行いました。また、保険者努力支援交付金を活用し、国民健康保険事業の財政健全化に努めています。

課題

- 健康診査・各種検診の受診率維持・向上に向けて、引き続き健診への受診勧奨を継続するとともに、メタボリックシンドローム予備軍改善への有効な取組の検討や健診結果を基にした生活習慣改善指導への注力が必要です。また、母子保健分野においても子どもの頃からの健康的な生活習慣の形成に取り組むことが必要です。
- 感染症罹患時のリスク軽減のため、要介護状態者をはじめ、高齢者の予防接種の充実・促進に努めることが必要です。
- 精神疾患のある方の相談の増加に対応するため、相談支援体制の充実による早期治療や、円滑な社会復帰に向けた支援に努めることが必要です。
- 高齢化や過疎化が進行するなかで、村民が住み慣れた地域で、健康で生きがいのある生活ができ、家族や地域に見守られながら生涯を送ることができるよう、引き続き、医療・保健・福祉それぞれの分野と近隣病院との連携を強化することが必要です。
- 国民健康保険診療所の運営は、患者数の減少により診療収入だけでは必要な経費を賄うことが困難となっていることから、今後の診療所の運営方法についての再検討が必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R 6年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------|-------------------|------------|
| 特定健康診査の受診率 | 55.9% (R 5年度) | 60% |
| 特定保健指導の実施率 | 61.5% (R 5年度) | 80% |
| 後期高齢者健康診査の受診率 | 30.08% (R 5年度) | 35% |

基本施策（行政の取組）

（1）生活習慣病の予防対策の推進

村民一人ひとりが主体的に健康管理に取り組むことができるよう、禁煙、節度ある飲酒など、重要な健康知識をわかりやすく情報提供するとともに、現役世代に向けた運動教室など、気軽に参加し、継続しやすい健康づくり事業を推進します。

特定健康診査・後期高齢者健診やがん検診などの適正な受診を働きかけるとともに、特定保健指導で生活習慣の改善指導を行い、生活習慣病やがんなど疾病の予防、早期発見と早期治療による重症化防止を推進します。

（2）感染症対策の推進

村民一人ひとりがライフスタイルを見直し、本来の免疫力を最大限に活かすことができるよう、感染症対策に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行います。また、インフルエンザ予防接種などの各種予防接種を実施するとともに、一部費用の助成を行い、「平時からの感染症予防の対策」と「感染症発生時の対応」の双方で感染症対策を推進します。

（3）食育の推進

食は健康の源であることから、生涯を通じて健康で豊かな食生活を送ることができるよう、子どもの学習活動や学校教育とも連携しながら、地域ぐるみでの食育を推進します。

（4）心の健康づくりの推進

心の健康づくりや自殺予防対策に関する正しい知識の普及及び相談支援を行い、自殺予防対策に努めます。また、ゲートキーパーの養成やゲートキーパーとして誰かを支えている方への支援に努めます。

（5）地域医療体制の維持・確保

国民健康保険の健全な運営と、御杖村国民健康保険診療所の医療体制の維持・確保に努めるとともに、受診者の利便性向上と業務の効率化を図るため、診療所のICT化を進めます。また、県内の医療機関と連携し、休日・夜間診療、救急医療の維持・確保に努めます。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇健康づくりに関する正しい知識を身に付け、生活習慣の見直しや健康管理を実践しましょう。
- ◇健康診査や各種検診を定期的に受診し、自身の健康状態を把握しましょう。

3-2 高齢者支援の充実



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

すべての高齢者が、住み慣れた地域で支えあいながら、毎日を安心していきいきと暮らしています。また、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムが構築されています。

現状

- 高齢化率は上昇傾向となっており、令和2（2020）年時点で60%を超えています。また、高齢者だけの世帯や一人暮らし高齢者世帯が増加しています。
- 高齢者の生きがいや健康づくりのため、高齢者の活動機会の拡大に向けた支援や高齢者の生活の質の向上、社会的孤立の防止に資する支援、フレイル予防事業などを実施しています。
- 高齢者の尊厳の保持と自立生活に向け、高齢者のニーズなどを的確に捉えた介護保険サービスを提供しています。また、令和4（2022）年度に介護保険事業計画に基づき軽費老人ホーム3床の増床工事を行いました。
- 生活支援サポーターを中心とした生活支援の支えあいの仕組みづくりを進め、高齢者の生活しやすい環境づくりに努めています。また、認知症対策や高齢者虐待対策については、必要な対応が行える体制を整備しています。

課題

- 在宅生活支援など的高齢者のニーズを的確に捉えつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域包括支援センターをはじめ、保健・医療・福祉などの関係機関・団体と連携した施策の展開が必要です。
- 令和3年度以降は介護給付費の上昇を抑えることができず、引き続き、介護給付費の適正化に努める必要があります。
- 人口減少、過疎化が進むなか、在宅生活の高齢者と地域の人との交流機会が減少することで、認知症や虐待事案の発見が困難になることや、認知症で一人暮らしの世帯の火災や怪我などの危険性も高まることから、孤立を防ぐための社会環境の整備が必要です。
- 御杖ふれあいバスの利用者は減少する一方、デマンド交通の需要は高まっていることから、高齢者にとっても利用しやすい移動支援を整備する必要があります。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------------------------|----------------------------------|------------------------|
| 高齢者に占める要支援・要介護認定割合 | 22.9% (R6年3月) | 25% |
| いきいき百歳体操の実施か所数 | 0か所 | 4か所 |
| 生活支援サポーター「だいじょうぶ」の有償ボランティア数・利用者数 | ボランティア19人 利用者延べ572人 (R5年度) | ボランティア25人 利用者延べ600人 |

基本施策（行政の取組）

（1）生きがいづくり・健康づくりの促進

ふれあい交流事業など、つどいと交流の場を充実させ、多様な事業を通じて高齢者が長年培った知識や経験を活かして地域でいきいきと活躍できる機会づくりを進めます。

保健事業と介護予防事業の一体的な実施や高齢者の社会的孤立防止に向けて、保健・医療・福祉などの関係機関・団体との連携を強化します。

（2）介護保険の充実

介護を必要とする人が、公平な負担のもと、良質な介護サービスを受けることができるよう、介護事業所と連携し、サービスの安定確保を図るとともに、介護給付費の適正管理に努め、健全かつ安定した事業運営を行います。

（3）高齢者が生活しやすい環境づくり

生活支援サポーターを中心とした生活支援による支えあいの仕組みを強化するとともに、利用しやすい移動支援の提供により、高齢者が生活しやすい環境づくりを進めます。

高齢者の孤立防止や緊急時の不安軽減・家族の負担軽減のため、デジタル技術を活用した社会環境整備や見守り体制の強化に取り組みます。

（4）高齢者の権利擁護の推進

認知症への正しい理解の普及啓発を進めるとともに、認知症予防や認知症の早期発見に向けた体制整備、関係機関との連携強化に取り組みます。また、認知症の人やその家族が気軽に集うことができる場所であるオレンジカフェの実施に向けた検討を進めます。

判断能力の低下により、日常生活に支障がある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知啓発、利用促進を進めます。

高齢者虐待の早期発見、適切な対応を行うため、地域住民との連携のもと、高齢者の見守りネットワークの強化を進めます。

わたしたちにできること（村民の取組）

◇生きがいを見つけて生活し、交流事業や健康づくり事業に積極的に参加しましょう。

◇介護予防や認知症への理解を深めるとともに、地域全体で高齢者の見守りや声かけを行いましょう。

◇生活支援サポーターなどのボランティア事業に協力しましょう。

3-3 障がい者支援の充実



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

障がいの有無に関わらず、互いの人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障がい（児）福祉サービスの提供や障がいに対する理解促進などの取組が進んでいます。

現状

- 障がいのある人が一般就労や福祉的就労、作業・レクリエーションなど、多様な日中活動に参加し、充実した生活を送り心身機能の維持・向上が図られるよう、福祉事務所や相談支援専門員と連携し、必要なサービス提供につなげています。
- 障がいのある人（子ども）が、ホームヘルプサービスなどを活用しながら自宅やグループホームで安心して暮らすことができるよう、障がいのある人本人や支援者の状況を定期的に把握することで、必要なサービスを提供するなどの継続的な支援を行っています。
- 障がいや発育・発達上の遅れ・不安などがある子どもたちが、早期から適切な療育・発達支援を継続して受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育の各部門が連携し、きめ細かな支援や適切な療育・発達支援の提供を行っています。

課題

- 優先調達などにより、福祉事業所の工賃向上を促進するとともに、福祉的就労に従事する障がいのある人の経済的自立に向けた一般就労への移行促進が必要です。
- 入所・入院中の障がいのある人が在宅やグループホームでの生活に移行できるよう、地域移行支援を進めていく必要があります。
- 障がい福祉サービス提供において、個別の支援計画の作成ができていないため、今後、作成に努める必要があります。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|--------------------|--------------|------------|
| 福祉的就労から一般就労に移行した人数 | 0人 (R5年度) | 累計3人 |
| 施設入所者の地域生活への移行者数 | 0人 (R5年度) | 累計2人 |

基本施策（行政の取組）

（１）多様な日中活動への支援

障がいのある人が一般就労や福祉的就労などの就労及び文化芸術活動や地域活動などの多様な日中活動に参加し、充実した生活を送り、心身機能の維持・向上を図ることができるよう、福祉事業所などとの連携のもと、継続的な支援を行います。

優先調達などにより、福祉事業所の工賃向上を促進するとともに、福祉的就労に従事する障がいのある人が経済的に自立できるように一般就労への移行を促進します。

（２）安心して暮らすことができる環境づくり

障がいのある人（子ども）がホームヘルプサービスなどを活用しながら、自宅やグループホームで安心して暮らすことができるよう、障がい福祉サービスの提供による継続的な支援を行います。また、入所・入院中の障がいのある人が在宅やグループホームなどの地域生活に移行できるよう、必要な支援を行います。

共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への正しい理解の促進や合理的配慮の提供に向けた啓発を推進します。

（３）療育・発達支援の充実

障がいや発育・発達上の遅れ・不安がある子どもたちが、早期に適切な療育・発達支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育の各部門が連携し、個別の支援計画に基づく切れ目のないきめ細かな支援を推進します。

わたしたちにできること（村民の取組）

◇障がいや障がいのある人に対する理解を深め、状況に応じて障がいのある人の手助けを行いましょう。

◇障がいのある人と地域との交流機会に積極的に参加しましょう。

3-4 地域福祉の推進



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村民同士が世代や分野を超えてつながり、互いに支えあい、助けあうことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉活動の活性化により地域コミュニティが強化されるとともに、重層的な支援体制が構築されています。

地域福祉に関わる各種団体との連携が強化され、制度のはざまにある人への支援も進んでいます。

現状

- 御杖村社会福祉協議会や民生児童委員会への補助など支援強化を行うことで、福祉事業の能率化運営と組織的活動の促進を図りました。
- 村民の日常生活での様々な問題に関する相談を受ける心配ごと相談を毎月開設しています。
- 子どもの貧困連鎖の打破のため、困窮世帯の子どもたちに対して学習支援などの寄り添い支援を行っています。

課題

- 安全・安心に暮らせる福祉環境の整備に向け、村民相互の支えあいや助けあいの精神を醸成し、地域福祉活動への参加を促進させていくことが必要です。
- 「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉活動の活性化や地域コミュニティをさらに強化していくことが必要です。
- 支援ニーズの多様化、複雑化などにより、既存の福祉制度や施策との間にギャップが生じていることを踏まえ、これまでの対象者ごとの縦割りの福祉政策を見直し、重層的支援体制の整備を進めることが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------------------------|------------------------------|------------|
| 「隣近所でお互い助けあえる仕組みができている」と思う村民の割合 | 67.2% | 80% |
| 社会福祉協議会登録ボランティア数 | 個人登録46人 団体登録4団体 (R5年度) | 現状維持 |

基本施策（行政の取組）

（１）地域福祉活動の活性化

安全・安心に暮らせる福祉環境整備に向け、広報・啓発や福祉体験学習活動などを通じた村民相互の支えあい・助けあい精神の醸成や、地域福祉活動への参加を促進して「地域福祉」を推進するとともに、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉活動の活性化や地域コミュニティの強化を図ります。

（２）様々な福祉ニーズへの対応

生活困窮や引きこもり、虐待・暴力、自殺予防対策などの制度のはざまで見過ごされがちな福祉課題を早期に発見し、的確な対応ができるよう、社会福祉協議会や国・県・民間の専門機関、支援団体との連携を強化するとともに、分野を超えた複合的な課題に対応できるよう、包括的な相談支援体制の構築による重層的支援体制の構築に努めます。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇様々な地域福祉課題に関心を持ち、村民相互の支えあい・助けあいの精神で生活しましょう。
- ◇困りごとを抱えている人や家庭を見つけたら、声をかけ、相談機関につなぎましょう。

基本目標 3 “環境の杖” で “むら” の縁を深める

政策目標 4 安全で快適な暮らしの保障

4-1 生活基盤の長寿命化・更新



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村民の生活を支える公共基盤の適正管理と運営がなされるとともに、計画的な長寿命化や更新が進んでいます。

現状

- 村道・農道の未改良部分の改良や橋梁の点検補修など、必要な補修改良と定期的な点検を進めています。
- 令和5（2023）年に村営住宅長寿命化計画を策定し、村営住宅の今後10年間のライフサイクルコスト、建替、修繕などの計画を設定しました。また、若年層の定住の足がかりとして、若者単身者用集合住宅を建設しました。
- 水道の安定確保のため、老朽化が進む水道管路の更新を進めるとともに、耐震管へ更新を行うことで、発生が想定される南海トラフ地震への対策を講じています。また、取水に電源を要する神末と土屋原の浄水施設には、非常用発電機の整備を行い、停電時でも取水ができる体制を整備しました。
- 丸山公園の夜桜ライトアップや、みつえ青少年旅行村の老朽化した機器の更新や販売商品の拡充を行い、利用しやすい公園環境を整備しています。

課題

- 老朽化に起因する道路施設の損傷の増加や、公営住宅の建築年数の経過による修繕の必要性があり、計画的な修繕とともに維持管理コストの縮減と予算の平準化が必要となっています。
- 物価高騰による工事費の増大により水道管路の更新が遅れることで、旧管路の耐用年数超過が懸念されるとともに、近年の異常気象による渇水期の水量低下から、将来的に原水の確保が困難となる可能性があります。
- 脱炭素に向けた取組を進めるなかで、化石燃料利用の減少を進める施策の推進や、大規模災害時の電力確保対策として再生エネルギー利用の調査・検討を進めることが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|-----------------------|---------------------|------------|
| 村道の計画期間内の改良延長 | 324.5m (R2～R6年度) | 900m |
| 村営住宅長寿命化計画に基づく修繕等実施件数 | 1件 | 5年間で10件 |
| 水道の有収水率 | 78.85% (R5年度) | 85.00% |

基本施策（行政の取組）

（1）便利で安全な道路環境の確保

道路・橋梁の計画的な点検と必要な修繕・改良及び冬期の雪寒対策を推進し、交通事故が起こらず、災害に対し強靱な道路環境を確保するとともに、国・県に対して国道・県道の改良と不通区間の整備を引き続き要望します。

（2）公営住宅の適正管理の推進

村営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅の計画的な修繕・改善を進めます。

（3）水道の安定確保

村民に安全でおいしい水を安定して供給できるよう、水道施設・設備の長寿命化と更新を進めるとともに、災害や事故発生時の復旧・応急給水、業務継続の体制強化に努めます。

（4）公園の充実

村民や観光客がゆったり過ごし、子どもたちが自然のなかでおもいきり遊ぶことができる場づくりのため、公園施設の充実を進めます。

（5）情報通信やエネルギーの基盤の充実

民間事業者と連携し、電力・ガス・燃料などのエネルギー、電話・インターネット・ケーブルテレビなど情報通信の安定供給と、災害や事故発生時に迅速な対応をとることができる体制づくりを進めます。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇道路や橋の危険箇所を発見した場合は行政や地域に共有しましょう。
- ◇道路の通行に支障を来さないよう、所有地や管理地を適切に管理しましょう。
- ◇節水を心がけ、水道水を大切に使いましょう。

4-2 環境の保全



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村民と行政が協働で美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保つ活動を行い、限られた資源を有効に利用する循環型社会づくりが進められています。

村の自然環境と調和した再生可能エネルギーの活用などによる持続可能な脱炭素のむらづくりが進むとともに、環境に配慮されたやさしい暮らし方が村の新たな魅力となっています。

現状

- 毎年7月に村民との協働により、全村一斉の河川清掃（よしご刈り）を実施し、村と県の助成事業による活動支援を行っています。
- ごみの減量化、再資源化を目的として、古紙（ダンボール、雑誌類）の資源回収を行い、令和6（2024）年度からはペットボトルや古布・古着の回収を実施しています。また、宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会を広域連携により設置し、ごみ処理施設の新規整備の検討を進めています。
- 生活排水による水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への設置替えや新設への補助を行っています。
- 温室効果ガスの排出抑制に向けた具体的な取組を推進するため、令和3（2021）年度に地球温暖化対策実行計画を策定しました。また、公用車の更新時にはハイブリッド車を選択することや、公共施設の改修時には照明をLED化するなどし、順次役場業務の省エネ化を進めています。
- みつえ温泉「姫石の湯」に薪ボイラー設備を導入し、石油系燃料の使用量削減に努めています。

課題

- 高齢化や夏期の気温上昇における熱中症の恐れにより、河川清掃における個々の負担増加が課題となっており、実施時期の検討が必要となっています。
- 資源回収の実績を増加させ、ごみの減量化を達成させるためには、村民への周知を一層強化することが必要です。
- 立地状況により合併処理浄化槽の設置が困難な場合や、費用面で合併処理浄化槽設置を断念せざるを得ない家屋への対応の検討が必要です。
- 脱炭素社会の実現に向け、更なる地球温暖化対策の推進が必要です。また、効率よく木質バイオマスを活用し、石油系燃料の使用量削減に努めることが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------|-------------------|------------|
| 1人1日当たりのごみ排出量 | 677.05g (R5年度) | 678g |
| ごみのリサイクル率 | 7.4% (R5年度) | 13.6% |
| 污水処理人口普及率 | 85.93% (R5年度) | 99.02% |

基本施策（行政の取組）

（1）地域の環境・景観の保全活動の推進

本村の美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保つため、村民と行政の協働による環境保全活動を推進します。

（2）ごみの適正な処理の推進

関係市村や収集運搬事業者との連携のもと、ごみの4R啓発と適正処理を推進するとともに、広域行政組織による更なるごみ処理体制の強化に取り組み、循環型社会の形成を図ります。

（3）生活排水の適正な処理の推進

合併処理浄化槽の設置と適正な維持管理を促進するとともに、広域でのし尿・浄化槽汚泥処理を推進し、生活排水の適正な処理に努めます。

（4）地球にやさしいエネルギーの活用

木質バイオマスの有効活用や、低炭素型商品・サービスの優先選択など、地球にやさしいエネルギーの活用を進めます。

（5）脱炭素社会の実現

令和32（2050）年の脱炭素社会の実現を目指して全村をあげた地球温暖化対策を推進することができるよう、再生可能エネルギーの地産地消や平時・有事に活用できる分散型エネルギーの仕組みづくりに取り組むとともに、環境に配慮されたむらとしての価値向上により、村民一人ひとりの環境への配慮に対する行動変容を促します。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇地域の環境美化活動・環境保全活動に積極的に参加しましょう。
- ◇分別や4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に取り組み、ごみの削減や水を汚さないよう意識して生活しましょう。
- ◇地球温暖化対策に関心を持ち、省エネにつながる生活と行動を心がけましょう。

4-3 移住・定住の環境整備



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村が移住先として広く認知され、移住希望者の増加や着実な移住につなげることができるよう、移住後の支援に関する情報提供や住まい・しごとのマッチングが行われるとともに、安全で快適に住み続けられる移住・定住環境の確保と充実が進み、移住先として選ばれる村になっています。

「縁結び」をテーマとした関係人口の創出により、御杖村に関わる人口も増加しています。

現状

- 10歳代から20歳代にかけての進学・就職に伴う転出超過が継続してみられる一方、転入者・転出者については、近年転入者が転出者を上回る年もみられます。
- 不動産仲介業者と連携し、空き家情報バンクによる物件募集や利用者へのあっせんを行うとともに、空き家改修補助金の対象に水回り工事の追加や、空き家除却への補助制度を新設するなど、空き家の利活用に向けた取組を推進しています。
- 公共施設へのアクセス向上及び自家用車を利用できない高齢者などの移動手段の維持・確保のため、無料の定時・定路線型コミュニティバス「御杖ふれあいバス」の運行を継続するとともに、御杖村社会福祉協議会が運営するデマンド交通事業への補助を行っています。御杖ふれあいバスの利用者は減少傾向、デマンド交通の需要は増加傾向となっています。
- 民間路線バスの撤退に伴う公共交通空白地域の解消のため、宇陀地域公共交通活性化協議会により、宇陀市榛原と曾爾村を結ぶ連携コミュニティバス（奥宇陀わくわくバス）の運行を継続し、御杖ふれあいバスも曾爾村へ接続する運行を行っています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な交流事業の中止が続いていましたが、令和4（2022）年度から村内外の出会いの機会づくりを目的とした関係人口創出イベントを開催しています。

課題

- 現在の空き家情報バンク登録物件の大半が販売かつ中規模・大規模の改修が必要であり、購入者の修繕費負担が発生することや、人件費、物価高騰で取壊し費用が高騰していることから、すぐに入居できるような程度のいい物件の確保や、空き家改修にかかる補助制度の拡充などの検討が必要です。
- 今後、村内交通の効率的な運行に向けて、利用実態に合わせた御杖ふれあいバスの運行ダイヤの見直しや、デマンド交通と適切に連携・役割分担ができるよう、相互の運行時間帯の調整を行うなど、村内交通の抜本的な見直しが必要です。
- 全国的な晩婚化・未婚化率の上昇や出会いの方法の変化、結婚の希望の多様化などを踏まえ、「結婚の奨励」ではなく、定住人口拡大に向けた「縁結び」や結婚後の支援などを中心とした取組方針のもとでの施策の推進が必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|--------------------------|----------------------------|------------|
| 移住相談対応件数 | 5件 (R5年度) | 年間10件 |
| 空き家情報バンクによる空き家の売買・賃貸成約件数 | 3件 (R5年度) | 5年間で10件 |
| 多世代の同居・近居支援の利用件数 | 1件 (R5年度) | 年間2件 |
| 移住による子育て世帯の村営住宅入居世帯数 | 0世帯 (R5年度) | 5年間で5世帯 |
| 村内交通の利便性満足度 | ふれあいバス56.8% デマンド交通71.4% | 80%以上 |

基本施策（行政の取組）

（1）移住希望者への支援の推進 【総合戦略項目】

移住先として選ばれる村を目指して「移住フェア」への参加や空き家情報バンクによる移住・定住に関する情報発信を積極的に行うとともに、マンツーマンによる移住相談の推進や関係機関と連携した就農・就業支援に取り組みます。

（2）住まいの確保に向けた支援の推進 【総合戦略項目】

住宅の新築や改修時の経済的負担の軽減や空き家情報バンクを通じた住まいの斡旋により、若者・子育て世代の移住・定住を積極的に支援します。

（3）公共交通の確保 【総合戦略項目】

既存の公共交通の安定運行を図るとともに、多くの村民にとって利便性の高い移動手段の実現を目指して、バス事業者や関係市町村との連携のもと、村内交通の再整備など移動支援の充実を進めます。

（4）定住人口・関係人口増に向けた取組の推進 【総合戦略項目】

若者・子育て世代の定住人口増加を目指して、結婚の希望をかなえる支援や、新生活に対する支援の充実を進めます。

「縁結び」をむらづくりのテーマとして、関係人口創出につながる多様な取組を実施します。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇移住やUターンを考えている人に、村で暮らす魅力や住み心地を積極的にPRしましょう。
- ◇移住者と積極的に交流したり、関係人口創出の取組に参加したりするなど、地域で温かく移住を迎え入れる雰囲気をつくりましょう。
- ◇空き家は適切に保安全管理し、積極的に空き家情報バンクを活用しましょう。
- ◇公共交通機関を積極的に利用しましょう。

4-4 生活安全対策の充実



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

地域ぐるみで防災対策や防犯活動が徹底され、被害の発生と拡大が未然に防がれているとともに、災害や事故発生時には地域や関係機関の役割分担と連携のもと、迅速・的確な応急対応ができる体制づくりが進んでいます。

現状

- 行政、消防、村民が連携・協力した防災訓練の実施や防災備蓄倉庫の新設、「御杖村防災 LINE」の運用などを行っています。また、避難行動要支援者対象者に登録を直接呼びかけ新規登録につなげるとともに、避難支援関係者への協力依頼を行っています。
- 非常備消防体制を強化するため、消防団員の報酬増額や役職の見直し、装備の充実などの処遇改善を行うとともに、消防団ポンプ車両の更新や防火水槽の新設と有蓋化など、消防設備の充実を順次進めました。また、県、消防署と連携し、2か所のドクターヘリポート整備を行いました。
- 村境付近に新たに防犯カメラを設置し防犯対策を強化しています。今後も村内主要道路に新たに防犯カメラを設置する予定です。また、警察による防犯教室の開催や児童・生徒と教職員が参加した不審者対策の実施、不審者情報などを保護者に一斉送信するメールシステムの構築を行っています。
- 詐欺や悪質な勧誘への対策として、特殊詐欺等防止機能付電話機の購入に対する補助を行い、詐欺事案発生時には御杖駐在所と連携し、有線放送での注意喚起や広報誌での啓発を行っています。
- 立哨啓発や、通学路の合同点検と必要箇所への安全対策を実施するとともに、交通安全施設の点検・交換や、見通しの悪い村道へのカーブミラー新設を行っています。

課題

- 全国的に大規模災害が頻発していることから、災害時のあらゆる事態を想定して防災訓練を充実させることや、職員の避難所運営をはじめとした行動に関する研修や訓練の充実が必要です。また、「御杖村防災 LINE」の有効活用ができていないため、周知啓発を含め、利活用を促進することが必要です。
- 消防団員が減少しており、団員の確保に向けて消防団と連携してあらゆる取組を検討していくことが必要です。
- 村内でも特殊詐欺や窃盗、盗難事件が発生していることから、御杖駐在所や村民と協力した防犯活動の強化が必要です。
- カーブミラーの状況把握や管理の所在が明確でないため、点在するカーブミラーの確認と、破損した施設の点検が必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R 6年度） | 目標値（R 11年度） |
|------------|---------------------|---------------------|
| 防災訓練参加者数 | 488人 | 500人 |
| 地籍調査完了面積 | 2.20km ² | 2.90km ² |
| 消防団団員数 | 55人 | 65人 |
| 交通人身事故発生件数 | 0件 (R 5年度) | 年間0件 |

基本施策（行政の取組）

（1）防災対策の推進

災害時の応援・受援体制や情報通信システムの強化、防災備蓄品の充実、建物の耐震化を推進するとともに、地域と連携して充実した防災訓練を実施します。また、災害時に役場業務が円滑に再開できるよう、業務継続体制の強化に取り組みます。

避難行動要支援者への支援体制の構築や災害情報の伝達手段の確保など、災害に対する備えの強化に併せ、災害時における地域と行政の役割確認や連携体制の強化に取り組みます。

（2）災害対策の推進

災害に強い村を築くため、治山・治水事業の推進により浸水や土砂災害の予防に努めます。また、土地の有効利用を促し災害時には迅速な復旧が可能となるよう、地籍調査を推進します。

（3）消防・救急体制の維持・強化

奈良県広域消防組合、消防団と連携し、職員と消防団員の確保・育成を図るとともに、非常備消防施設・設備の計画的な整備と更新、防火水槽の新設や有蓋化を進めて消防・救急体制の維持・強化を進めます。

（4）地域防犯の推進

警察などの関係機関と連携し、施錠の徹底や防犯グッズの携行、詐欺や悪質な勧誘への対策などの啓発を実施するとともに、不審者情報は関係機関との共有と地域への早期の周知を行い、地域ぐるみで防犯活動を推進します。

（5）交通安全の推進

警察や交通安全対策組織と連携し、交通安全教育や、カーブミラー、通学路などの交通安全施設整備を実施し、地域ぐるみで交通安全活動を推進します。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇防災訓練へ積極的に参加し、日頃から災害に備えて防災グッズの備蓄を行いましょう。
- ◇避難場所や避難時の行動について、定期的に地域で確認しましょう。
- ◇不審者や詐欺、悪質な勧誘に目を配り、地域防犯意識を高めましょう。
- ◇交通ルールを守って生活し、車は余裕を持った運転を心がけましょう。

政策目標5 みんなで解決するむらづくりの推進

5-1 コミュニティの活性化



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村や地域の様々な課題に対して、村民一人ひとりが自分にできることを考え、住みよいむらづくりに向けた活動ができるような意識の醸成や地域コミュニティの強化が進んでいます。

現状

- 人口減少により地域組織の維持・運営が困難となるなか、地域の状況に合わせて組織再編などの相談対応や事務支援を行っています。
- むらおこし団体への補助による活動支援や村内イベントへの協力・参加などを通し、地域の活性化を図っています。

課題

- 人口減少やライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティの維持が困難になっていることから、組織の継承を主眼としつつ、活動内容の前向きな見直しや再編による組織体制改革の検討が必要です。
- 特定の生活課題の解決や地域の活性化に寄与する公益的な任意団体の活動促進や育成を進めていくことが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|---------------------|-----------|------------|
| 地域コミュニティの活性化に関する満足度 | 33.3% | 70% |
| むらおこし団体数 | 10団体 | 10団体 |

基本施策（行政の取組）

（１）地域コミュニティ組織の組織力の強化

地域コミュニティ組織が各地域の状況に応じた自主活動を計画的に行い、生活課題の改善や解決につなげていくことができるよう、必要な支援を継続するとともに、伝統行事の継承と地域の活性化を促進する新たな事業の実施を積極的に支援します。

次世代が加入し、将来にわたって積極的な自主活動を継続できるよう、活動内容に応じた組織の改革や人口規模に応じた再編などについて、行政と地域が連携して前向きな見直しを進めます。

（２）協働の推進

村の諸課題に対し、村民、村内の関係団体、村外の団体、行政が一体となって対策の検討やその実施に取り組むことを推進します。

村民一人ひとりが村の将来を自分ごととして捉えることができるよう、行政による情報発信の強化やむらづくりを村民とともに考える機会の創出に取り組みます。

（３）公益的な任意団体の活性化 【総合戦略項目】

御杖村むらおこし団体を中心に、非営利かつ公益性の高い任意団体の活動を促進するとともに、新たに地域貢献活動を始めたい村民の団体設立を支援します。

わたしたちにできること（村民の取組）

- ◇一人ひとりがむらづくりの主役であることを認識し、むらづくりに積極的に参画しましょう。
- ◇地域コミュニティの運営が無理なくできるよう、組織のあり方や運営方法の見直しを行政とともに検討しましょう。
- ◇村への愛着や誇りを持ち、一人ひとりが地域課題に対して自分にできることを考えましょう。

5-2 共生・交流のむらづくりの推進



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

村民一人ひとりの人権や個性が尊重され、互いに認めあい、いきいきと暮らすことができる共生・交流のむらづくりが進んでいます。

現状

- 村民アンケート調査において、「共生・交流のむらづくりの推進」の施策重要度は、19項目中最も低くなっています。
- 人権に関する各種啓発活動や、人権擁護委員・行政相談員・民生委員と連携した相談支援を実施しています。
- 村の重要な施策や方針を策定するために設置する審議会などの外部組織の委員登用にあたっては、委員公募を行うことや、多様な人材を選任することで女性の参画を促進しています。
- 保育所、小中学校での外国語教育・活動をとおして日常的に外国語に触れる機会を提供するとともに、村営グローバル人材育成塾による外国語教育を実施しています。

課題

- 人権擁護のむらづくりに向けて、引き続き啓発活動や相談先の周知などの取組が必要です。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、家庭や地域と連携した取組の推進が必要です。
- 多文化共生や地域間交流の促進に向けて、学校教育と連携した人材育成の取組の推進や他地域との交流を積極的に進めていくことが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値（R6年度） | 目標値（R11年度） |
|----------------------|-----------|------------|
| 村民集会の参加者数 | 169人 | 現状維持 |
| 審議会等への女性委員登用率 | 26.6% | 30% |
| 多文化共生・インバウンド観光事業の実施数 | 1件 | 5年間で5件 |

基本施策（行政の取組）

（１）人権尊重のむらづくりの推進

同和問題をはじめとするあらゆる差別や、暴力、虐待をなくすための啓発と教育を継続的に推進するとともに、関係機関の連携のもと、適切な相談支援を行い、人権侵害を早期に発見・解決することができる擁護体制の充実に努めます。

（２）男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現を目指し、家庭や地域における固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進するとともに、村の施策や方針策定の場への女性の参画を促進し、あらゆる場面に男女共同参画の視点を組み入れます。

（３）多文化共生のむらづくりと交流の推進 【総合戦略項目】

保育所、小中学校での外国語教育・活動を通じて国際感覚豊かな人材の育成を図り、多文化共生のむらづくりを推進します。

地域間交流やインバウンド観光の受け入れを通じた交流促進による地域の活性化を推進します。

わたしたちにできること（村民の取組）

◇人権や男女共同参画を他人事と捉えず、お互いの人権や個性を尊重しあい、理解を深める機会に積極的に参加しましょう。

◇村外の人や国・文化が違う人とも積極的に交流しましょう。

5-3 行財政の適正な運営



目指す姿（計画の着実な実行により目指す将来像・方向性）

デジタル技術を取り入れながら、無駄のない健全かつ持続可能な行財政運営が行われ、村民と行政の協働による自主・自立のむらづくりが進んでいます。

現状

- 広報・広聴の推進として、広報みつえ、有線放送、ホームページなど、多様な媒体による情報発信を行っています。
- 「御杖村人材育成基本方針」に基づき、奈良県市町村職員研修センターが主催する職員研修への派遣をとおして職員の能力開発に取り組むとともに、人事評価制度の適切な運用による働きやすい職場環境の整備や、会計年度任用職員の処遇改善を行っています。
- 村税や水道料金などのコンビニ収納・共通納税、住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付を開始したほか、全国的な取組である転入転出のワンストップ化（引っ越し手続きオンラインサービス）を実施するなど、住民サービスの向上を図っています。
- 経常収支比率は令和2（2020）年度から令和4（2022）年度まで4年連続県内1位、実質公債比率は、過去4年全国平均未満であることから、健全な財政運営となっています。

課題

- 既存の広報手段の充実と併せ、SNSなどインターネット媒体を活用した情報発信への注力が必要です。また、村外で暮らす高齢村民の親族への情報発信手段の充実も求められています。
- 全国的に地方創生やデジタル化が進むなか、限られた財源で効率的かつ効果的に事業が行えるよう、創意工夫を持って各種施策を着実に推進することが必要です。
- 今後、人口減少が進むなか、デジタル技術の活用によって村民の利便性と行政サービスを向上させるとともに、行政職員の負担軽減にも取り組むことが必要です。

数値目標

| 項目 | 現状値 (R6年度) | 目標値 (R11年度) |
|-------------------|-----------------|----------------|
| 村の総合的な情報発信ツールの構築 | — | 1件 |
| マイナンバーカード交付率 | 86.7% (R5年度) | 100% |
| 村税収納率(国民健康保険税を除く) | 99.2% (R5年度) | 99.2% |
| 経常収支比率 | 78.5% (R5年度) | 現状維持 |

基本施策（行政の取組）

（１）広報・広聴の推進

広報みつえをはじめ、防災情報提供システムやホームページ、各種SNS、公開型GISなどの多様な媒体を活用し、行政情報の迅速かつきめ細かな提供に努めます。特に、広報みつえは手に取って読みやすい情報提供媒体として、内容の更なる充実に取り組みます。

村の施策や方針策定にあたっては、アンケート調査や村民懇談会の開催、審議会委員の公募やパブリックコメントを通じて、村民の意見を幅広く聴取し、的確に反映させます。

（２）行政組織の強化

職員一人ひとりが専門性を高め、持てる能力を最大限に発揮することができるよう、人材の育成と能力開発に積極的に取り組むとともに、処遇改善を推進して働きやすい職場環境をつくり、役場の組織力向上を図ります。

PDC Aサイクルに基づく施策の評価・効果検証を徹底し、新たな政策・施策の検討とその実行に確実に活かします。

（３）健全な財政運営の推進

中長期の財政計画に基づき、財源の確保と効果的な配分、経費の削減に努め、健全な財政運営を行います。また、ふるさと納税の推進により、魅力あふれるむらづくりに向けた事業実施への財源確保を図ります。

（４）広域連携の推進

広域行政組織での連携や共同事務を推進し、行政運営の効率化とサービスの高度化を進めます。

（５）デジタル技術を活用した行政運営の推進 【総合戦略項目】

役場の各種業務において、DX・RPAなどのデジタル技術を活用したシステムの導入や統一、文章の電子化を行い、職員の負担軽減と業務効率化を図ります。

デジタル技術を活用した窓口サービスの充実やマイナンバーカードの取得促進、公金納付や税務手続きのデジタル化を進め、村民が利用しやすい行政サービスの提供を行います。

わたしたちにできること（村民の取組）

◇村政やむらづくりに関心を持ち、広報やホームページなどで積極的に村のことを知りましょう。

◇村の財政状況に関心を持ち、滞納なく納税しましょう。

重要目標達成指標（KGI）の設定

本計画では、村の将来像や各施策分野における「目指す姿」を達成するために、3つの基本目標に対応する重要目標達成指標（KGI）を新たに設定しました。

計画の進捗管理にあたっては、「PDCAサイクル」に基づいた施策の進捗状況の点検に加えて、重要目標達成指標や各施策の数値目標の達成状況を踏まえた評価・検証を実施し、効率的・効果的な施策の推進や必要に応じた施策の見直しを行います。

■重要目標達成指標

| 基本目標 | 項目 | 現状値 (R6年度) | 目標値 (R11年度) |
|------|--|-----------------|----------------|
| 1 | “創造の杖”で“しごと”の縁を広げる 新規創業者数（事業承継者数を含む） | 4人 (R2～R6年度) | 5年間で5人 |
| 2 | “育成の杖”で“ひと”の縁を育む 御杖村へ愛着や誇りを感じている村民の割合 | 60.4% | 100% |
| 3 | “環境の杖”で“むら”の縁を深める 移住世帯数 | 3世帯 (R5年度) | 年間4世帯 |

数値目標一覧

本計画における数値目標は以下のとおりです。

| 基本目標 | 政策目標 | 施策分野 | 数値目標 (KPI) | 現状値 (R6年度) | 目標値 (R11年度) |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------|------------|---------------------|---------------|
| 〃創造の杖〃で〃しごと〃の縁を広げる | 【重要目標達成指標(KGI)】 新規創業者数(事業承継者数を含む) | | | 4人 (R2~R6年度) | 5年間で5人 |
| | 1 農業の振興 | 新規就農者数 | | 5年間で 個人3・法人1 | 5年間で 個人5 |
| | | 中心的な担い手への集積農地面積 | | 69.5ha (R5年度) | 80ha |
| | | 遊休農地面積 | | 2.84ha (R5年度) | 現状維持 |
| | 2 林業の振興 | 新規林業従事者数 | | 5年間で2人 | 5年間で4人 |
| | | 搬出間伐面積 | | 年間27.81ha (R5年度) | 5年間で 100ha |
| | 3 商工業の振興 | ふるさと納税寄附額 | | 957万円 (R5年度) | 2,000万円 |
| | | 就業資格取得者累計人数 | | 3人 (R2~R6年度) | 5年間で 10人 |
| | | 農産物直売所の年間売上額 | | 5,750万円 (R5年度) | 6,000万円 |
| | 4 観光の振興 | 年間観光入込客数 (イベント参加者数含む) | | 14.7万人 (R5年度) | 20.0万人 |
| | | 「姫石の湯」年間利用者数 | | 6.0万人 (R5年度) | 8.0万人 |

| 基本 目標 | 政策 目標 | 施策分野 | 数値目標 (KPI) | 現状値 (R6年度) | 目標値 (R11年度) |
|--|--|--|----------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|
| 育 成 の 杖 で ひ と の 縁 を 育 む | 【重要目標達成指標(KGI)】 御杖村へ愛着や誇りを感じている村民の割合 | | | 60.4% | 100% |
| | 2 地 域 づ く り の 学 び ・ 育 ち の 推 進 | 5 子 育 て に や さ し い む ら づ く り | 戸別訪問と乳幼児健診による乳幼児の健康状態の把握率 | 100% | 100% |
| | | | 保育士の充足率 | 150% | 175% |
| | | 6 学 校 教 育 の 充 実 | 学校教育への保護者の満足度 | 90% (R5年度) | 90%以上 |
| | | | 学校生活が充実している児童・生徒の割合 | 82% (R5年度) | 現状維持 |
| | | 7 生 涯 学 習 ・ ス ポ ー ツ の 振 興 | 生涯学習の事業数 | 2 事業 | 3 事業 |
| | | | スポーツ行事の年間実施回数 | 4 回 | 現状維持 |
| | | 8 歴 史 ・ 文 化 の 保 全 と 発 展 | 伊勢本街道関連の学習機会実施件数 | 1 件 | 5 年間で 5 件 |
| | | | 伊勢本街道関連のイベント実施件数 | 1 件 | 5 年間で 7 件 |
| | 3 支 え あ う 健 康 な む ら づ く り の 推 進 | 9 健 康 づ く り の 推 進 | 特定健康診査の受診率 | 55.9% (R5 年度) | 60% |
| | | | 特定保健指導の実施率 | 61.5% (R5 年度) | 80% |
| | | | 後期高齢者健康診査の受診率 | 30.08% (R5年度) | 35% |
| | | 10 高 齢 者 支 援 の 充 実 | 高齢者に占める要支援・要介護認定割合 | 22.9% (R6 年 3 月) | 25% |
| | | | いきいき百歳体操の実施か所数 | 0 か所 | 4か所 |
| | | | 生活支援サポーター「だいじょうぶ」の有償ボランティア数・利用者数 | ボランティア 19 人 利用者延べ 572 人 (R5 年度) | ボランティア 25 人 利用者延べ 600 人 |

| 基本目標 | 政策目標 | 施策分野 | 数値目標 (KPI) | 現状値 (R6年度) | 目標値 (R11年度) |
|------------------|----------------------|-----------------|---------------------------------|--------------------------------|----------------|
| 〃育成の杖〃で〃ひと〃の縁を育む | 3 支えあう健康なむらづくりの推進 | 11 障がい者支援の充実 | 福祉的就労から一般就労に移行した人数 | 0人 (R5年度) | 累計3人 |
| | | | 施設入所者の地域生活への移行者数 | 0人 (R5年度) | 累計2人 |
| | | 12 地域福祉の推進 | 「隣近所でお互い助けあえる仕組みができている」と思う村民の割合 | 67.2% | 80% |
| | | | 社会福祉協議会登録ボランティア数 | 個人登録 46人 団体登録 4団体 (R5年度) | 現状維持 |

| 基本目標 | 政策目標 | 施策分野 | 数値目標 (KPI) | 現状値 (R6年度) | 目標値 (R11年度) |
|----------------|----------------|----------------------------|--------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 環境の杖でむらぎの縁を深める | 4 安全で快適な暮らしの保障 | 【重要目標達成指標(KGI)】 移住世帯数 | | 3世帯 (R5年度) | 年間4世帯 |
| | | 13 生活基盤の 長寿命化・ 更新 | 村道の計画期間内の改良延長 | 324.5m (R2～R6年度) | 900m |
| | | | 村営住宅長寿命化計画に基づく修繕等実施件数 | 1件 | 5年間で 10件 |
| | | | 水道の有収水率 | 78.85% (R5年度) | 85.00% |
| | | 14 環境の保全 | 1人1日当たりのごみ排出量 | 677.05g (R5年度) | 678g |
| | | | ごみのリサイクル率 | 7.4% (R5年度) | 13.6% |
| | | | 汚水処理人口普及率 | 85.93% (R5年度) | 99.02% |
| | | 15 移住・定住の 環境整備 | 移住相談対応件数 | 5件 (R5年度) | 年間10件 |
| | | | 空き家情報バンクによる空き家の売買・賃貸成約件数 | 3件 (R5年度) | 5年間で 10件 |
| | | | 多世代の同居・近居支援の利用件数 | 1件 (R5年度) | 年間2件 |
| | | | 移住による子育て世帯の村営住宅入居世帯数 | 0件 (R5年度) | 5年間で 5世帯 |
| | | | 村内交通の利便性満足度 | ふれあいバス 56.8% デマンド交通 71.4% | 80%以上 |
| | | 16 生活安全対策 の充実 | 防災訓練参加者数 | 488人 | 500人 |
| | | | 地籍調査完了面積 | 2.20km ² | 2.90km ² |
| | | | 消防団団員数 | 55人 | 65人 |
| | | | 交通人身事故発生件数 | 0件 (R5年度) | 年間0件 |

| 基本 目標 | 政策 目標 | 施策分野 | 数値目標 (KPI) | 現状値 (R6年度) | 目標値 (R11年度) |
|----------------|------------------------|------------------------------|--------------------------|------------------|----------------|
| 環境の杖でむらぎの縁を深める | 5 みんなで解決するむらぎづくりの推進 | 17 コミュニティ の活性化 | 地域コミュニティの活性化に関する 満足度 | 33.3% | 70% |
| | | | むらおこし団体数 | 10 団体 | 10 団体 |
| | | 18 共生・交流の むらづくりの 推進 | 村民集会の参加者数 | 169 人 | 現状維持 |
| | | | 審議会等への女性委員登用率 | 26.6% | 30% |
| | | | 多文化共生・インバウンド観光事業 の実施数 | 1件 | 5 年間で5件 |
| | | 19 行財政の適正 な運営 | 村の総合的な情報発信ツールの構築 | — | 1 件 |
| | | | マイナンバーカード交付率 | 86.7% (R5 年度) | 100% |
| | | | 村税収納率(国民健康保険税を除く) | 99.2% (R5 年度) | 99.2% |
| | | | 経常収支比率 | 78.5% (R5 年度) | 現状維持 |

資料編

1 御杖村総合計画条例

(令和元年9月4日条例第13号)

(趣旨)

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な村政の運営を図るため、本村の総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 村の最上位の計画として、将来における本村のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示し、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 村が目標とすべき将来像及びその実現のための基本理念をいう。

(3) 基本計画 基本構想の理念に基づき、基本施策の方向と体系を示すものをいう。

(総合計画審議会)

第3条 村長は、総合計画の策定、変更、廃止(以下「策定等」という。)を行うときは、あらかじめ、御杖村総合計画審議会に諮問するものとする。

2 前項の規定による諮問に応じて調査及び審議を行い、村長に答申するため、御杖村総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第4条 村長は、総合計画の策定等を行うときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第5条 村長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(御杖村総合計画審議会条例の廃止)

2 御杖村総合計画審議会条例(昭和62年御杖村条例第14号)は、廃止する。

附 則(令和6年6月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 御杖村総合計画審議会規則

(令和元年9月9日規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、御杖村総合計画条例(令和元年御杖村条例第13号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づく御杖村総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、条例第3条第1項の規定に基づく村長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行い、その結果を村長に答申する。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による村民
- (5) その他村長が必要と認める者

2 委員の定数は、10名以内とする。ただし、村長が定数を超えて委嘱することが必要と認めた場合は、この限りでない。

3 委員は、村長の諮問に対する答申を完了したときにその任期を終える。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱の後最初に行われる会議は、村長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

(報酬等)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和34年御杖村条例第120号)で定めるところにより支給するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月10日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱

(令和3年5月21日告示第47号)

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に基づき策定した御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の見直し及び施策の効果等を検証するため、御杖村総合戦略検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、総合戦略の見直し及び各施策の効果の達成等を検証する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による村民
- (5) その他村長が必要と認める者

2 委員の定数は、10名以内とする。ただし、村長が定数を超えて委嘱することが必要と認めた場合は、この限りでない。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から村長が定める日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委嘱の後最初に行われる会議は、村長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、必要な説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(報酬等)

第8条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和34年御杖村条例第120号)で定めるところにより支給するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱の廃止)

- 2 御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱(平成 28 年御杖村告示第 41 号)は、廃止する。

附 則(令和 6 年 6 月 10 日告示第 67 号)

この告示は、公布の日から施行する。

4 御杖村総合計画審議会委員名簿

| 番号 | 氏名 | 役職 | 分野 | 備考 |
|----|--------|-----------------|-------------|-----------------|
| 1 | 村瀬 博昭 | 奈良県立大学 准教授 | 学識経験者 | 会長 |
| 2 | 谷村 久人 | 大字区長代表 | 地域代表者 | 副会長 |
| 3 | 鈴木 祥弘 | 御杖村農業委員会 会長 | 産業 (農業) | |
| 4 | 古谷 善輝 | 御杖村森林組合 代表理事組合長 | 産業 (林業) | ～令和6年 12月12日 |
| | 植山 勝彦 | | | 令和7年 1月8日～ |
| 5 | 山本 永 | 宇陀商工会 副会長 | 産業 (商工業) | |
| 6 | 菊山 恵子 | 御杖村教育委員 | 教育 | |
| 7 | 今西 利子 | 御杖村民生児童委員協議会 会長 | 社会福祉 | |
| 8 | 中畑 明実 | 公募村民 | 公募 | |
| 9 | 木村 幸啓 | 公募村民 | 公募 | |
| 10 | 大塚 奈々美 | 公募村民 | 公募 | |

5 策定の経過

| 日 付 | 内 容 |
|---------------|--|
| 令和6年 6月3日 | 第1回 庁内推進本部会議 ○後期基本計画策定方針の決定 |
| 6月13日 | 第1回 庁内推進担当者会議 ○村民アンケートの作成 |
| 7月8日～8月2日 | 村民アンケート「未来につなぐ御杖村むらづくりアンケート」 の実施 |
| 9月2日 | 第2回 庁内推進担当者会議 ○村民アンケート結果の報告 ○前期基本計画の効果検証の実施 ○デジタル推進施策の検討 |
| 9月3日 | 第2回 庁内推進本部会議 ○村民アンケート結果の報告 ○前期基本計画の効果検証の実施 |
| 9月11日 | 第1回 御杖村総合計画審議会 ○後期基本計画策定方針の説明 ○村民アンケート結果の報告 |
| 9月24日・25日・27日 | 御杖村総合計画審議会 公募委員個別ヒアリングの実施 |
| 10月8日～9日 | 庁内各課ヒアリングの実施 |
| 11月1日 | 第3回 庁内推進本部会議 ○前期基本計画の効果検証結果の取りまとめ |
| 11月13日 | 第3回 庁内推進担当者会議 ○御杖村人口ビジョンの作成 ○前期基本計画の効果検証結果報告書の作成 |
| 11月20日 | 第2回 御杖村総合計画審議会／御杖村まち・ひと・しごと創 生総合戦略検証委員会 ○御杖村人口ビジョンの報告 ○前期基本計画の効果検証結果の審議 |
| 12月2日 | 第4回 庁内推進本部会議 ○後期基本計画（案）の検討 |
| 12月3日 | 第4回 庁内推進担当者会議 ○御杖村人口ビジョンの修正 ○後期基本計画（案）の作成 |

| 日 付 | 内 容 |
|---------------|--|
| 12月16日 | 後期基本計画（案） 御杖村総合計画審議会へ諮問 |
| 12月20日 | 第3回 御杖村総合計画審議会 ○御杖村人口ビジョンの最終報告 ○後期基本計画（案）の審議 |
| 令和7年 1月15日 | 第5回 庁内推進担当者会議 ○後期基本計画（案）の最終調整 |
| 1月22日～2月4日 | パブリックコメント（窓口閲覧・ホームページ上公開） ○後期基本計画（案）への意見募集 |
| 2月17日 | 第4回 御杖村総合計画審議会 ○後期基本計画（案）への答申 |
| 3月21日 | 御杖村議会 ○「第四次御杖村長期総合計画（後期基本計画）」議決 |

**第四次御杖村長期総合計画
(後期基本計画)**

発行：御杖村 政策推進課
〒633-1302 奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 368 番地
TEL：0745-95-2001 FAX：0745-95-6800

発行年月：令和7年3月

